

昭和三十三年三月二十三日(金曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事野田 武夫君

理事福田 篤泰君 理事古川 文吉君

理事松本 俊一君 理事岡田 春夫君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

理事榎本 七郎君 理事松本 七郎君

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長) 中川 融君

外務事務官 大蔵事務官 官川新一郎君

(理財局長) 委員外の出席者

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

(企業局長) 通商産業事務官

三月二十三日

委員大久保武雄君、帆足計君及び田

中幾三郎君等につき、その補欠と

して宇野宗佑君、加藤勘十君及び井

堀繁男君が議長の名で委員に選任

された。

同日

委員加藤勘十君及び井堀繁男君等

につき、その補欠として島本虎三君

及び田中幾三郎君が議長の名で委

員に選任された。

同日

理事戸叶里子君同日理事辞任につ

き、その補欠として穂積七郎君が理

事に当選した。

三月二十二日

核兵器の実験禁止等に関する諸願

(小松幹君紹介)(第二七九号)

同外二件(淺沼享子君紹介)(第二八

八八号)

日韓会談即時打ち切りに関する諸願

外一件(川上貫一君紹介)(第二八〇

号)

同外一件(志賀義雄君紹介)(第二八

〇四号)

同外一件(谷口善太郎君紹介)(第二

八〇五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任の件

日本国に対する戦後の経済援助の処

理に関する日本国とアメリカ合衆国

との間の協定の締結について承認を

求めるの件(条約第一号)

特別問題の解決に関する日本国とア

メリカ合衆国との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件、特別問題の解

決に関する日本国とタイ国との間の協

定のある規定に代わる協定の締結につ

○森下委員長 御異議なしと認め、さ

ように決定いたします。

なお、理事辞任に伴う補欠選任につ

きましては委員長に御一任願いたいと

存じますが、いかがでございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○森下委員長 御異議はございません

ようでありますから、委員長は穂積七

郎君を理事に指名いたします。

○森下委員長 日本国に対する戦後の

経済援助の処理に関する日本国とアメ

リカ合衆国との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件、特別問題の解

決に関する日本国とタイ国との間の協

定のある規定に代わる協定の締結につ

いて承認を求めるの件、国際民間航空

条約の改正に関する議定書の締結につ

いて承認を求めるの件、日本国とアル

ゼンチン共和国との間の友好通商航海

条約の締結について承認を求めるの

件、海外技術協力事業団法案、右を議

題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを

順次許します。床次徳二君。

○床次委員 私は、本日は、ガリオア

及びエロア、並びにタイ特別問題

に関しまして、時間のあります限度

において御質問を申し上げたいと思

うです。

まずガリオア・エロアの問題につ

いて御質問をいたしたいと思うのであ

りますが、すでにその債務性につきま

す。

○床次委員 続いて伺いたいののであ

りますが、マッカーサー元帥が米國議

会

では数十回にわたりまして議論があ

たのであります。私は、今日までの

応答の結果、わが国が債務性を有する

ことにつきましては、すでに明らかに

なっておりますのであります。今日

は、特にアメリカ側におきましてこ

の資金に對していかなる意見を持っ

ておるかということにつきまして、政

府の所見をただしたいと思ふのであ

ります。

この点につきましては、すでに外務

省が資料として提出いたして

おるのであります。まず第一に、

一九四七年二月二十日付のマッカー

サー元帥の米國議會に發したメッ

セージを資料として提出されておる

のであります。このメッセージの中

におきまして、マッカーサー元帥は、

「米國予算からの支出は、日本の債務とな

るが、」と言っておるのであります。元

帥は、米國予算から支出される緊急救

済物資が日本の債務になることにつ

いて、米國內法上の規定に基づいて、

債務であるが、ということをお述べ

のかどうか、それとも、この文言は元

帥が個人の見解として述べたものであ

るかを伺いたいののであります。

○小坂國務大臣 お答えを申し上げます。

この点につきましては、陸軍省の

予算から出されたものであります。予

算を審議する過程におきまして、その

性格を表現した、こういうことでござ

います。

○床次委員 続いて伺いたいののであ

りますが、マッカーサー元帥が米國議

会

第一類 第四号

外務委員會議録第十五号

昭和三十三年三月二十三日

第一類 第四号

外務委員會議録第十五号

昭和三十三年三月二十三日

にあつたようなメッセージを送らなければならなかつた当時の米国内事情がどうであつたかという点を説明を聞きたいのであります。占領費に対する米国の納税者の負担増大に対する不満を緩和するためにあのメッセージの發送となつたというような説もあるものであります。もしもこの仮定に立つならば、米国民は当初は米國予算から支出される救済物資は納税者の負担になるものと考へてゐたのではないかと、いうことを疑はれる余地もあるものであります。その点を明らかにせられたいのであります。

○小坂國務大臣 当時、ガリオア歳出法には、この歳出は返済が条件である、こういうたし書きがついておつたといわれております。しかし、さうなことになるかと一銭一厘まで回収しなければならなくなる、こういうことで、そういうたし書きは取つたというふうなことでございますので、当時の議会の空気としては、これは贈与として全部くれるなどということとは毛頭考へてゐなかつたと思はれるのであります。従つて、マッカーサー元帥においても、これは当然返されるものであるがと、こういう説明を行ないまして、そのたし書きの項を削らせる必要を感じられたのではないかと、かように思ふ次第でございます。

○床次委員 米國側の意見が次第に明らかになりましたが、なお明らかにいたしたいことは、ガリオア、エロアは全く同質のもので、これを分離できないものと考へてゐるかどうかであります。私の意見によりますれば、ガリオアは占領地の救済資金であり、エロアは占領地の経済復興援助資金でありま

して、この間に幾分性質が異なるように思はれるのであります。この意味におきまして、その債務性につきましては、それぞれ相違があるように考へられると思ふのであります。いかが考へられておるかということでありまして、すなわち、エロアにつきましては、その債務性はきつめて濃厚であり、マッカーサー元帥もメッセージで述べておられます。勝利者がもたらした明瞭な責任を果たすための処置といふものに含まれるのであります。これは陸戦法規第四十三条に基づく占領地における飢饉、疾病、不安を阻止するために必要な資金として支出されたものと考へるならば、その債務性はかなりエロアに比して薄いもののように思はれるのであります。そういう意味において、政府はガリオアとエロアを區別して債務性を考へたかどうか、また、その数量、金額等を區別して今日計算の基礎を作つたかどうかといふことについて伺ひたいのであります。

○小坂國務大臣 ガリオア、エロアは、いづれも広義のガリオア予算に含まれるます。歳出費目でございます。予算上は同一の性質を持つものであります。終戦直後は当面が国の飢饉、疾病、社会不安を除去することを目的とするガリオア援助が適用されましたが、一九四七年米會計年度から、マールシャル援助に相応せしめる趣旨で、ガリオア予算がより広範に経済復興を目的とする援助にも使用されることになりました。これをエロア援助と稱しておるのでございますが、両者はいづれも同一予算に基づく支出でございます。

す。従つて、両者の目的に相対的な區別があることは事実であります。これを考へてその債務性に相違があると考へることはできないのであります。また、アメリカとしても、ガリオア、エロアの區別をしてわが國に提供しておられません。通産省援助総額もこの両者を別個に算定する手續をとつておりません。

なお、ヘーグ陸戦法規第四十三条について、ガリオア・エロアの返済を要するやいなやの議論に直接関連を有しないことは累次説明を申し上げた通りでございます。このヘーグ陸戦法規の規定は、元來、戦争中一時的に行なわれる軍事占領のもとにありまして、占領地住民の最限度の公共の社会秩序を維持せしむるためのものであります。今次大戦のような長期にわたる占領行政を予想したものではありません。さらにまた、この規定は、占領軍が生活必需品等を占領地住民に無償提供すべきとの義務を課しているものではないことは御承知の通りでございます。

○床次委員 なお、先ほど引用いたしましたマッカーサー元帥のメッセージの中にはある言葉であります。慎重に考へれば米國の納税者はこの処置によつて一ドルたりとも損をするのではない。という言葉を述べておるのであります。この意味は、ガリオア・エロアが原則的に全額日本側の債務であつて、いつかは返済されるものであるとして、その限りにおきまして一ドルたりとも損をしないという意味にとつてよろしいものであるか、あるいは、この救済物資によりまして、占領行政における飢饉、疾病あるいは社会不安等の防止、治安維持等を可能にする、従つて、占領管理の上でもつて救済物資以上のむだな金は一ドルたりとも消費しないという意味でもつて、損することがないという意味に述べておるか、この点を明らかにせられたいのであります。

○小坂國務大臣 お述べになりました後者を意味するものと考へられ考へております。すなわち、このマッカーサー証言の意味するところは、対日援助については、よく考へてみれば決してむだにはならないのだ、当時、アメリカ國內の世論が、旧敵國に対して納税者の負担が大いではないか、こう考へてゐるのに対して、決して長期に考へればむだにならぬ、すなわち、日本は後日何かを返済するであらう、必ず返済するであらうし、また、この援助によつて日本が平穩に返り、経済も復興すれば、アメリカの自由主義陣営における負担は軽くなり、ひいてはまた世界平和にも貢献するといふことに着目すれば、この援助はきつめて有意義である、こういう説得をなしたものと考へられる次第であります。

○床次委員 さらにメッセージについて検討したいと思ひますが、マッカーサー元帥は、メッセージにおきまして、ガリオア債務が「第一義的債権」によつて保護されなければならない。とあるが、ここに言う第一義的債権とは、いかなる意味を持つておるか、第一義的債権以外の第二義的債権というものが当時考へられておつたかどうかを伺ひたいと思ひます。一説によりまして、当時、それは平和条約におきまして想定される賠償その他の債務のことをさしておるものだとも言はれておるのであります。さういふ見解と申しますか解釈があるかどうか、政府の意見を伺ひたいのであります。

○小坂國務大臣 第一義的債権という表現は、おそらく、他の請求権、たとえば賠償に比べて優先するといふ意味に使われたのではないと思はれる次第でございます。

○床次委員 さらに、これは平和条約の条項に關係するものであります。サンフランシスコ平和条約の第十四条(b)項は、連合國は「占領の直接軍事費に關する連合國の請求権を放棄する。」と規定してゐるのであります。政府の見解は、直接軍事費にはガリオア・エロアのような債務は全く含まれないのだといふ見解をとつておるのであります。が、平和會議の当時、そのやうな見解につきまして了解ができておつたかどうか、これを明らかにせられたいのであります。

○小坂國務大臣 この点は、資料にも提出申し上げておるのでお読みいただけると存じますが、昭和二十二年六月十九日に極東委員會が、降伏後の対日基本政策を決定したてであります。その中で、これは明らかに非軍事的輸入である、こういうことを言つておるのであります。ガリオア・エロア等は、この平和条約第十四条に申します直接軍事費ではないといふことは明瞭になつておるわけでございます。直接の平和条約においてのやうした了解の取りきめというものはなかつたと承知いたしておりますが、これは当然のことである、かように了解をしておる次第であります。

○床次委員 なお、これに關連してお

○床次委員長 この機会に、ガリオア・エロアの支払いの意義というものについて一つ伺ってみたいのであります。すでに債務性につきましては論ぜられておるのであります。わが国の債務であることは明らかであります。この債務を払うということ自体がどういうことを意味するか、わが国民がこの際長年の問題を解決してガリオア・エロアを支払うということに對しましては、相當の、何と申しますか、広義の各般の意味も私は含んでおるのではないかと思うのであります。單なる借金を返すということでありますならば、問題は比較的少ないとも思うのであります。それが、それ以外になお積極的な有意義なものを考え得ると思うので

らしい実行済みであるわけでございます。ドイツがさような協定を九年前にいたしましたして、日本がいつまでもこのアメリカ側の言っております督促に応じないでいる、あれはもったものものだと申しておりますことは、これはやはり、日本とアメリカの双方の立場から見て、将来はなほだますい影響があると思うのであります。われわれは、今日、幸いにいたしまして、戦後の混乱期を切り抜けまして、相当な繁栄する状態になってきております。しかも、こういう立場になりますと、このアメリカとの間にもいろいろな問題をかかえておるわけでございます。しかし、その問題の解決をアメリカに迫ります場合にも、やはり対等の立場に

くさんある、それに使っているというところで、日本を別に十分だと言う意味じゃございませんけれども、日本よりもっと多い程度においてこの開発援助資金を要望している国がある、それに使われていくのだということになりますれば、なるほど日本はりっぱである

なお、関連をいたしまして、この支
払金の使途に関する交換公文に關しま
して若干お尋ねいたしたいと思うので
あります。が、今回、米國におきまし
ては、議會において行なわれる適當な
の立法を通じてこの使途が考えられ
れるようであります。この立法に

○床次委員　なお、この交換公文の中におきまして、日米両国が従来から行なっている密接な協議を引き続き行なうことを確認する、そうして今後さらにこの趣旨の徹底をはかるというふうに予定されておるのであります。従来から行なわれている密接な協議というものは、外交ルートに乗っておるところの日米関係であるか、なおそれ以外に特別な処置をやっておられたのかどうか、また、今後の使途に關してどういふふうな形式によって外交交渉をやっていくか、承り

○床次委員 だいたいこの問題は前回にもすでに質疑があったのでありますが、事柄は外国の国内問題であるのであります。従来の外交儀礼から申しますならば、外国の代表であります大使からの正式公文書によりまして承認するというのは、これは当然のことだと思ふのですが、相当議論になりましたので、特にこれをお尋ねいたしました次第であります。

次に伺いたいことは、この三十年協定におきましては、「その憲法上の手続に従つて承認されなければならない」という規定になっておるのであります。ところが、今回の新協定におきましては、「国内法上の手続に従つて承認されなければならない」と規定されておるのであります。この規定の仕方の異なつておりますことにつきまして、何か本質的な相違があるかどうかという点であります。過般一度質問があつたと思ふのでありますが、あらためてお答えをいただきたいと思ふのであります。

○小坂國務大臣 この問題につきましては、何ら本質的な相違はないわけではございません。ただ、現在タイの王国憲法が停止されておまして、臨時憲法になっておりますので、このタイの憲法上の規定というよりは、国内法の所定の手続に従つてという方が現状から見てより妥当である、こういうこととさうに書いたわけでありまして。

○床次委員 次に伺いたいことは、いわゆる仏印の特別円の支払いにつきましては、国会の承認というものがなかつたのであります。タイの特別円につきましては、今回国会の承認を要するとしてその手続が行なわれておるの

は事実であります。このときの政府の見解について伺いたのであります。政府の見解は、仏印の特別円は一時払いであつたので国会の承認を求めなかつた、しかし、タイの特別円については数年にわたるものであるから国会の議決を必要と認めたというふうに考へるのであります。一時払いと数年払いとの間に何らか法律上の性質が異なると思へるものであるかどうか。債務の支払いということならば、両者はいづれにいたしましてもその性質におきましては同じであります。この支払いを行政上の措置として措置することができるならば、いづれにしても行政上の措置としてやれると思ふのであります。この点はいかうな解釈をとつておられるのか、伺いたのであります。

○小坂國務大臣 お述べになりましたような考え方でございまして、一時払いでありますれば予算上の承認をもつて足りる。かかる八年にわたつて支払われるというやうな問題につきましては、将来にわたつて国の予算上の支出を拘束するわけではございませんので、国会の御承認を経る、こういうこととあります。

○床次委員 去る六日にこの委員会におきまして大久保委員から、本協定による第四条の生産物及び役務の調達の中には軍事目的のものは含まないかどうかという質問があつたのに対して、このことは合意議事録にも明記されてあるように、武器及び弾薬を含まないというところが合意されておるから、その懸念がないということであつたのであります。これをその通りであるか確認しておきたいのであります。

なお、この三条に関する合意議事録の規定は、含まないのは武器弾薬のみに限られておるのか、あるいはいかにゆるい広い意味におけるところの軍需品というものも含んでおらないのかどうか疑問がありますので、伺いたしたいと思います。

○小坂國務大臣 この協定は、前文において述べられておる通り、日・タイ両国間の経済協力関係強化ということを目的としたしてございまして、従つて、軍需品は、ただ武器弾薬のみならず、広義の軍需品も含んでおりませんし、御質問の軍事目的施設の建設もこの目的に沿うものではございませぬ。このことはタイ側も交渉の途中において十分承知しておるもので、軍需品調達を求めてくることは絶対にないものと承知いたしております。なお、合意議事録の第九項には、設備には武器弾薬を含まない」と規定しております。この設備、エタイブメントという言葉はミニタリーエタイブメントというふうに使われることもありますので、誤解を防ぐため念のため規定したということでございます。

○床次委員 次に伺いたのでありますが、第二条一項によりますると、特別勘定は日本側銀行とタイ側銀行とのいづれにも開設できることになっておるのであります。この領金はケース・バイ・ケースによつて行なわれるのかどうか、あるいは一定の率をもつてそれぞれ両国側に振り分けておるのかどうか、これについての両国側の合意はどうなつておるのか、伺いたのであります。

〔委員長退席、野田（武）委員長代理着席〕

○小坂國務大臣 合意議事録の第四項に、お互いによく緊密に連携をとつていく、こういうことの合意がなされておりますので、この預金の配分を幾らにするかという具体的な両国間の合意につきましては、今後相談をしながらやつていく、かようなことになると思ふのでございます。しかしながら、タイの方といたしましては、プレス・ティージの問題がございまして、このバンコック銀行というものが東京にございまして、自分の方を排除されることが困るというところがございます。両方の銀行ということにいたした次第でございます。今後の交渉によつて、話し合いの過程においてきまつていく問題である、かように思つております。

○床次委員 次に、銀行預金の利率について、これがきまつておるかどうか。こういう利率も協定発効前に確定しておかないと、また文句を言われるというやうなことがあつてはいけないかと思ふのであります。今度の協定におきましてはそういう心配がないかどうか、伺いた。

○小坂國務大臣 さうな心配はございません。合意議事録第七項で、特別勘定は当座預金、普通預金または通知預金として開かれと規定されておりました。このほかの預金形態、たとえば定期預金などはなし得ないということになっております。一方、各預金形態については、臨時金利調整法第二条に基づきまして最高限度の利率がきめられておりますので、いづれの銀行もこれを越えた金利を払うことはできません。でございますから、金利に対して紛争が起きるというやう

なことは絶対にないと思つております。

○床次委員 今後この協定によりまして運営がされていきます際にございまして、いろいろ契約が実施されるのであります。この契約に際しまして、日本国政府は何かの形でもつてこのタイ側の契約締結に対して参加するかどうか。すなわち、賠償支払い等の場合におきましては日本がチェックし認証しておるのであります。今回はそういうことはしないかどうか。また、たとい契約に直接関与しないといつたしましても、何らかの形でもつて関与いたしまして、不当に高いものをやるとかいうやうな、不当な利潤を生ずるとかいうやうなことが行なわれて紛議を生ずるといふことのないやうに關与する必要があるのではないかと思ふのであります。また、あるいは第三條に關する議事録第九項に關する禁制品等に関する統制などの問題も、これは事実上考慮しなければならぬかと思ふのであります。さうな意味においての日本政府側のいゝゆる關与といふものがあるかどうかといふことを伺いたいたのであります。

○小坂國務大臣 御質問のやうな趣旨に基づきまして、われわれは、賠償契約が認証されることになっておると同様の意味で、協定第四条二項によりまして、調達契約は日本政府によつて承認されなければならないといつておるのでございまして。これは、契約が協定の実施規定、たとえば第三條の規定に反してないかどうかといふことを確認するわけでございます。もし諸規定に合致してなければ確認されないわけでございます。確認さ

れない契約は、本協定による特別勘定からの支払いということとはなし得ないということにいたしておるわけでございます。

○床次委員 今回の新協定によりまして三十年協定が一部廃棄せられるという形になるのでありますが、この手続というものは国際法上からいってどういふ理由になるのですか。事情変更の原則というふうなものにと考えていいか、この点、政府の考え方を伺いたいのであります。

○小坂國務大臣 国際法上に申し上げます事情変更の原則というものは学説上存在いたしますが、実定法として存在するかいなかはやわめて疑わしいとされておるのであります。かりにこの原則をとるといたしまして、条約当事国が条約締結時に予測し得なかつた新たな事情が発生し、もしこの事情を予測し得たとすれば当事国は条約中に規定されたような条項に合意しなかつたことが証明される場合に、当事国に条約を一方的に廃棄する権利を発生させると説くのが通説でございますが、この場合は双方の合意によって三十年協定を廃棄いたしましたので、それにかわる新協定を合意によって締結せんとするケースであるということでございます。いまして、いわゆる事情変更の原則とは全く別のものというふうに存しております。

○床次委員 三十年協定を国会におきまして審議する際におきましては、その当時の議事録をよく調べておられますが、ほとんど質疑、反対らしいものはなくいたしまして、きわめて円満に協定の締結につきまして国会の承認が与えられたようなふうに見えます。

と見えるのでありますが、社会党にもその当時全く異議がなかったように思ふのでありますが、国会におけるところの審議の実態は事実はどういうふうであつたから、この際、政府が調べておられるかと思うのですが、明らかにしてもらいたい。

○中川政府委員 三十年協定を国会で御審議願ひました際、臨時国会であつたと思いますが、会期の短かつた関係もあるかと思ひます。と同時に、この協定ができてから日・タイ間の非常に長い間の懸案が解決するというところで、国会でも非常に喜びたいのでございまして、その意味で、衆参両院とも、ほとんど実質についての御質問はなく、実は非常に短期間にこれを御承認いただいたのでございまして、政府と党のみなならず、社会党も御賛成いただいたと私記憶しておりますが、そういう経緯でございます。

○床次委員 なお、この機会に、社会党の意見に関連いたしまして、引き続いて申し上げて伺つてみたいと思ふのでございまして、社会党は手続上の理由でもって三十年協定を無効と主張される方があるのですが、もしも無効と主張いたしましたならば、その前提から言いますと、完全に二重払いをしなければならぬことになるのではないかと申すのであります。この点はどうか解釈されましようか。

○中川政府委員 これは、どういう御理由で三十年協定が無効であると御主張されるのであるか、その点も実はもう少し詳しくお聞きしないとわからないうと思ひますが、政府といたしましては、有効にできた協定に基づきまして有効に五十四億円の支払いをすてに済ましておるのでございまして、これが無効であるというふうなことになることは全然予想しておりません。これが無効になるといたしますと、もう一回タイと再交渉を全然初めからやり直さなければならぬ。やり直したあとでどういふことになりましか、タイはもつたものはもつたもののだと言ひますが、あるいはもつたものは一応返してまた別のことでもう一回と言ひか、この辺は交渉してみないとわからないのでありますが、非常に複雑な関係になりますし、また、国際的にもほとんど例のない事態になると思ひますのでございまして、そういうことは私ども全然ないものと想定いたしてやつておるのでございまして、そういう事態の起こらないことを非常に希望するわけでございます。

○床次委員 なお関連して伺ひたいのでありますが、終戦後の終止通告でもって同盟条約及び関連協定一切無効となつたのだということを主張せられる方があるのですが、これでは、三十年協定ばかりでなく、戦時中の支払い一切も無効であり、收拾不能の混乱というものが出てくるのじゃないか、かような状態になるのじゃないかと思ひますが、それに対する政府の見解を伺ひたい。

○中川政府委員 三十年協定の交渉過程におきまして、一番最初の段階におきまして、戦争中共同に戦争した国同士の間請求権というものは放棄する例が相当あるじゃないかということをお知らせしたことは事実でございますが、その主張もそう強い主張として言つたわけではないのでございまして、

て、そういう例もあるから帳簿じりに載つておる十五億円でがまんしてたらどうか、こう実は主張したのであります。その主張自体、従つて、完全に請求権がなくなつたことを前提とした主張ではなかつたのでございまして、もし完全に請求権が相互に放棄されるのが国際法上の原則であるならば、日本銀行の帳簿じりも全然なくなる、ゼロになるわけでございます。それを十五億円でがまんして、それをどういふかという主張をしたこと自体が、要するに、日本側も決してそれが国際法上きまつた原則であるという意味で言つたのではないわけでございます。要するに、交渉上の過程におきましてわが方に有利ないろいろの論拠をあげたわけでございます。

○床次委員 なお、三十年協定の有効無効に關しましてタイ側の立場というものをお伺ひたいと思ひます。もちろんこれは今日まで有効として取り扱つたと思ひますが、三十年協定が成立した後にございましてタイ側から何らかの公式の意見というものがあるに動いておることを証明する公式の見解あるいは文書というふうなものがあったかどうか、伺ひたいのであります。

○中川政府委員 これは、何回も申し上げた通り、三十年協定ができましたあと、そのときの十二月に先方の外相が来まして実施段階を協議いたしました際に、初めて向こうがこれはもつたものだと言ふことを言つたわけでありまして、しかし、協定自体が無効であるという主張は一ペンもなかつたわけでございます。従つて、協定自体は有効にできておるけれども、

その解釈として向こうは日本側と違つた解釈をとつたというわけでございます。無効論というものは実はわれわれ一ペンも聞いたことがないわけでございます。

○床次委員 従つて、今日三十年協定というものは有効に発生した状態にあるわけでありまして、しかし、今回改定を要する状態になつた理由につきまして、三十年協定というものが現在どういふふうになつておるのかということについて伺ひたいのであります。私は少なくとも各条別にこの点はいろいろと微妙な関係があると思ひます。第一條は、少なくともこれは実施されたんだろうと思ひますが、この点はいかがであります。

○小坂國務大臣 仰せの通りでございます。完全に実行されたわけではございません。

○床次委員 次に、第二條というものはどういふふうになつておるか。有効ではあるが単にこれが実施されないという状態であるのか、どうでありますか。

○小坂國務大臣 有効ではございません。二條の解釈が双方において異なつておつて、これが実施できないというところでございます。と同時に、第四條にありますが、合同委員会の規定、これも合同委員会を作つていかにこれを執行するかということであつたわけでございますが、第四條も動かぬ、かようなことであつたわけでございます。

○床次委員 第三條の、タイ国の日本に対する請求権というものは、これはいかに今日なつておるのか、伺ひたいのであります。

日本が賠償を実施している国が少なくない。同時に、相手が賠償を放棄したたべき経済協力と申しますか、積極的に贈与等によりまして開発をいたしている国もないわけではないのであります。なお、資源的に申しまして、相当資源の多い国も少なくない。この資源が開発されるならば、将来のわが国への産業開発のために非常な役割を果たすのであります。他面、貿易の面から見ますと、とかくわが国からの出超が多くと、相手から買うべき産物が非常に少ない。しかし、これは、将来の経済協

力その他によつて、産業の開発によりまして大きく発展できるということが期待されると思ふのであります。わが国といたしましては、この際、乏しいと申しますが、余裕の少ない財源をもつて積極的に各地にいろいろの経済協力をするということはなかなか困難であらうかと思ふのであります。しかし、われわれがアジアの一員であるという認識から考えますならば、従来政府のとりおりました方針よりもさらに積極的考え方があり得るではないか。すなわち、言いかえしますならば、経済協力とかあるいは賠償とかいう、なお今後経済協力事業等もできて参ります。基金の充実もあるものであります。こういうものが総合的に集中的にアジアに対して効果をあげるように運営すべきではないかと思ふのであります。この点、どうも散発的に、今日個々の国々に対して、アジア全体としての企画がとくに認識されないままに、やはり行き当たりばつたりに行なわれてゐるではないかという印象を抱くことをまことに残念に思ふのであります。この機会に外務大臣のアジア諸国に対する日本外交の方針を伺いたいのであります。もとより、アジアにありましては、同じ自由国と申しましても相当程度に差があり、また、アジアの国と申しましても、其産国もあるし、中立国もあり、多少わが国との関係においても差があると思ふのであります。先ほど申し上げましたように、賠償国、あるいは賠償を放棄した国、また、資源の特殊関係にある国、また、わが国と同じ立場にある、思想的に非常に提携をする国と、いろいろ利害関係がある。こういうものを

十分検討されて、そうして、ここに一貫したアジア外交というものを築き上げられたいと思ふのでございますが、これに対する御所見を伺いたないのであります。

○小坂國務大臣 アジアはわが国にとりましていわば一つの固まりの中の国でございまして、われわれ、アジア外交を最も重要に考えなければならぬ立場におつておられます。ただ、今御指摘のように、アジア全体の産業構造その他を見ますと、モノカルチアでありまして、日本から買うものが割合少ないということが一つの問題点でございまして、これに對しましては、開発輸入といふことを考えまして、タイの場合同じく申しますと、トウモロコシを増産する、そうしてそれを輸入するといふようなことが非常に成功して参りました。ビルマ等につきましても、そういう考え方が今後とれるのではないかと、このように思ひまして、実は先般大東調査団を派遣したりして非常に先方にも喜ばれ、この間のきめのこまかい考え方といふものをさらに練り上げて参りたいと思つております。

それから、賠償といふものは、非常に先方にも喜ばれておりますが、何と申しますと、性格上、どういふものを出すかといふことは日本がきめることとて先方の国がきめることとでございまして、従ひまして、この賠償と経済協力、あるいは開発借款といふようなものをうまく組み合わせたいといふことは非常に必要でございまして、賠償を払つていないインドとかパキスタンについても、コンソーシアムで、債権者国会議で、われわれとしては相当膨大な、インドにつきましてはもう一

億八千万ドルくらい出しておると思ひますが、パキスタンについても五千万ドルくらいこの二カ年に出しておるわけでございます。そういうものがだんだん実りまして、先般もエカフェの会議がございまして、先般もエカフェの光は日本であるという気持が各国に非常に強いわけでございます。この際大いにアジア外交を仰せのごときめこまかく考へて推進して参りたいと思ひます。

○床次委員 これで終わりたいと思ひますが、総理が見えまして、今の外務大臣のアジア外交に対する御意見に補足して申しますか、それを總括してお答えをいただきたいと思ひます。

すでに経済協力白書というものを発表せられました。わが国が将来東南アジア等に対して相当積極的な働きをなすべきことを政府としては意図せられております。なお、今回すでにO A E Cの問題等もあるものでありまして、われわれは、いわゆる大所高所に立ちま

す。この点に對しまして、積極的にアジアに對して関心を持つていたたいで、そうして、個々にたとえばタイに對して処置せられるというやうなことが、さらに総合的な効果をあげるやうに一つ施策を生かして使つていただきたいと思つております。この意味において大所高所という字を使われたのだと思ふのでありますが、これを広くアジア全般に及ぼしまして、最も有効的、総合的な外交政策を一つ要望したいのであります。これに對する総理の御所見を伺ひまして、終わりたいと思ひます。

○池田國務大臣 先だつてエカフェの會議でも申したのでございますが、アジアの繁榮なくして日本の繁榮はない、日本とアジアとは経済的に一体で、ともどもに歩むべきだ、こういうことを申し上げたのでございます。し

こうして、アジアと申しましても、各国いろいろ事情を異にしております。われわれは、その国々の事情に應じて、日本の力に即応して、そうして各国別にいろいろ考へていきたいと考えております。

○床次委員 では、これをもって終わります。

○野田(武)委員長代理 加藤勘十君。ア・エロアの問題につきまして、この委員会において同僚の委員諸君と政府當局との質疑応答を議事録について拝見しております。だが、どうしてもやはり納得のいかないものがございますので、私は主として總理に對して幾つかの点について御質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一に、ガリオア・エロアの、債権債務と心得ておられるその債権債務發生の條件について、總理は、経済のことならばおれにまかせておけと言われるほどに、自他ともに許すいわけの経済専門家の知識をお持ちの方であります。その経済的な専門的知識をお持ちになつておいでになる總理が、債権債務の發生についてどういふ條件が整わなければ成立しないのか、これについてまずお伺ひしたいと思ひます。

○池田國務大臣 たびたび申しております通り、戦後におきまして、われわれ国民が非常に飢餓に瀕し、経済のど

ん底にあつたとき、アメリカ合衆国はこの危機を救うために援助物資を送つたのであります。これが食糧であり、石炭であり、また綿花等々、各般の品物を送つてくれたのであります。その際におきまして、昭和二十一年七月でございまして、この援助物資に對しての返還の條件あるいは計算は追つてこれを定めるという覚書が出ておるのでございます。われわれは、この覚書によりまして、債権額の確定はござい

ませんが、將來この援助物資に對しましては、私は昭和二十四年に申しておりますが、援助物資に贈与のものもあり、また貸与のものもあるのだ、これを今一がいには申されません、こういうことを昭和二十四年にも言つておりますが、この援助物資に對してそういう覚書が出ておりますので、いづれはこれは解決しなければならぬという考えのもとに、一応債務と心得ております。すなわち、贈与の分と貸与の分とを、確定債務ではございませぬ。そこで、贈与の分もあり貸与の分もありまして、今回、アメリカ合衆国と折衝いたしまして、国会の承認を條件といたしまして、あるいは向こうさんでは十九億ドル近いと言ひし、こちらは十七億九千万ドル、こう言つておる、それだけのものを四億九千万ドル十五カ年間に支払ひましよう、こういう協定を国会の承認を條件といたしまして結び、その協定を今御審議を願うのであります。従ひまして、この協定につきましまして国会の同意がありますならば、四億九千万ドルの債務が、交換公文によつて、文書を交換することに

よつて確定することに相なるのであります。

○加藤(勲)委員 私たちは、ガリオア・エロアの問題につきまして、この委員会において同僚の委員諸君と政府當局との質疑応答を議事録について拝見しております。だが、どうしてもやはり納得のいかないものがございますので、私は主として總理に對して幾つかの点について御質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一に、ガリオア・エロアの、債権債務と心得ておられるその債権債務發生の條件について、總理は、経済のことならばおれにまかせておけと言われるほどに、自他ともに許すいわけの経済専門家の知識をお持ちの方であります。その経済的な専門的知識をお持ちになつておいでになる總理が、債権債務の發生についてどういふ條件が整わなければ成立しないのか、これについてまずお伺ひしたいと思ひます。

○池田國務大臣 たびたび申しております通り、戦後におきまして、われわれ国民が非常に飢餓に瀕し、経済のど

ん底にあつたとき、アメリカ合衆国はこの危機を救うために援助物資を送つたのであります。これが食糧であり、石炭であり、また綿花等々、各般の品物を送つてくれたのであります。その際におきまして、昭和二十一年七月でございまして、この援助物資に對しての返還の條件あるいは計算は追つてこれを定めるという覚書が出ておるのでございます。われわれは、この覚書によりまして、債権額の確定はござい

ませんが、將來この援助物資に對しましては、私は昭和二十四年に申しておりますが、援助物資に贈与のものもあり、また貸与のものもあるのだ、これを今一がいには申されません、こういうことを昭和二十四年にも言つておりますが、この援助物資に對してそういう覚書が出ておりますので、いづれはこれは解決しなければならぬという考えのもとに、一応債務と心得ております。すなわち、贈与の分と貸与の分とを、確定債務ではございませぬ。そこで、贈与の分もあり貸与の分もありまして、今回、アメリカ合衆国と折衝いたしまして、国会の承認を條件といたしまして、あるいは向こうさんでは十九億ドル近いと言ひし、こちらは十七億九千万ドル、こう言つておる、それだけのものを四億九千万ドル十五カ年間に支払ひましよう、こういう協定を国会の承認を條件といたしまして結び、その協定を今御審議を願うのであります。従ひまして、この協定につきましまして国会の同意がありますならば、四億九千万ドルの債務が、交換公文によつて、文書を交換することに

○加藤(勸)委員 私のお尋ねしておる

焦点はちよつと違ふです。一般論として、債権債務の発生についてどういふ条件のもとに発生するか、まずこれをお尋ねしておるわけですが、具体的にガリオア・エロアの問題を債務と心得ておられるあなたの方と、われわれ債務ではないと考えておる者との間に、お尋ねのガリオア・エロアの問題の性質を分析しておるのではないのであります。一般論として、まず債権債務はどのような条件のもとに発生するか、これを、経済通として経済的専門的知識をお持ちになっておる総理として、お伺いするわけですが、

○池田國務大臣 経済的に申しますと、今のようなくとで債務が確定するわけでございます。債権債務は、まあ原則としては双務契約でございます。法律上の問題につきましても、私には、経済的にこのガリオアをどうするかというところで答えましたので、一般の法律論で聞かれておるなら、法律論は法制局長官から答えたいと思つておるわけですが、

○加藤(勸)委員 法律論でなく、経済現象として、物資なり、あるいはその物資の数量なり、あるいはその価格なり、こういうものが整わない場合に債務という概念が生れてくるかどうかと、経済通念としてお伺いするわけですが、

○池田國務大臣 それだから、先ほど申し上げましたように、昭和二十一年の覚書によりまして、そうして物がど

んどん来て、それで支払いの条件及び計算については追つて定める、こういうことになっておるわけですから、そのときには債権債務の確定のものではござ

いません。従つて、われわれは、繰り返して申し上げますが、贈与の分もあり、貸与の分もあると思つておりま

す、そうしてそれから一応債務と心得ておる。これは確定債務でございます。今度、ただだけのものがわれわれの債務として支払うべきものかというところは、先ほど申し上げた通りであります。

○加藤(勸)委員 どうも、総理のお答えは、従来繰り返されてきたことをそのまゝここでオオムのように繰り返されておるだけであつて、少しも国民を納得せしむるに足らないと思ひます。問題は、そういう具体的に、ある部分は債務と心得るとか、ある部分はどうであるとかいうような問題でなく、ガリオアの問題を明確にするため

には、これが債務であらうとあるいはそうでなかつたらうと、これを明確にするためには、まず一般的に債権債務の発生がどういふ条件のもとに発生するかというこの通念が定められ、これに基づいて初めて、なるほどこれは債権の性格を持つておるが、国会の承認を経ていないから憲法上債務と断定することはできないので債務と心得る、こういうことが生まれてくるわけであり

ます。もしこの債権債務の発生に通念においてどこにもそういう条件を備えていないということになるならば、これを債務と心得るということ自体が間違つておると思ふ。この点についての総理のお考えはいかがですか。

○池田國務大臣 同じことを言うといふおしかりでございますが、事實は事実でございますから、同じことを言わざるを得ない。変えることがおかしいのであります。私はそういう気持であ

ります。債権債務の発生というものは、先ほど申し上げましたように、援助物資につきましても支払い条件及び計算については追つてこれをきめる、こ

う言つておるのであります。そして、贈与の分もあることもわかつてい

る。しかしこれは貸与の分もある。それは今の覚書で出てくることでござい

ます。だから、われわれは、債務ではございませうが、一応将来債務として取り扱われることがあることを予想いたしまして債務と心得る、こ

う言つておるのであります。私はこれで国民の方々はわかりただけでござい

ます。それは、終戦直後から日本にさまざまな物資が来たことは事実でありま

す。同時にまた、日本からさまざまな物資が輸出されておることも事実であります。その輸出物資の代金はどの

よう計算がなされておるか、どういふ始末がつけられておるか、この点について総理はどういうようにお考えになつておられますか。

○池田國務大臣 これは、援助物資関係と商業物資とは同じ勘定科目で取り扱われております。従ひまして、日本からの輸出物資につきましても、その輸出代金は援助物資の支払いに充てられ

るといふことは、多分加藤さんが労働大臣のときにやったと思ひます。こ

ういふふうにして、輸出代金も、日本の商業ベースの輸出代金もそれに充てられる、そういうことは今回の計算にお

きましても考えに入れてやつておるのであります。

○加藤(勸)委員 私は、経済開発局な

り、あるいは終戦事務局なり、あるいは通産省なりにその書類を求めま

して、相当大部の参考書類を見たのであります。が、しかし、依然として計算は不可能でありました。なぜか。単価を定めていない。為替相場が、あるときは三百円で数えられ、あるときは四百

円で立てられる。為替の一定の標準がそのときによつて変わるということだけならまだ別ですけれども、全体として金額等は司令部のどんぶり勘定なんです。このどんぶり勘定では計算のし

ようがない。従つて、今日ガリオア・エロアの問題を清算せよという場合に、日本から当時どんぶり勘定で輸出された輸出物資の代金は一体どうなつておるのか、これをお尋ねするの

です。

○池田國務大臣 これは、先ほど申し

上げました通りに、そして、あなたの

お話も、時によつて変わるといふこと

もありまして、主として品物によつて

も為替相場が変わつておつたわけなん

です。従ひまして、日本からの輸出

も、もちろん今ごろのような輸出では

なかつたのであります。ごく一部の輸

出物につきましてもそういう計算で支

払われ、こつちの輸出代金をガリオア

の分に充てるといふことにもなつてお

りました。また、商業勘定による輸入もござ

いました。その計算につきましても通

産省が計算に当たつております。い

ずその数字は事務当局よりお答えする

ことにいたします。ただ、問題は、向

たように、十九億数千万ドルと、こ

う言つておるのであります。われわれ

は、それを品物別に、また運賃も再検

討いたしまして、われわれの計算では

十七億九千九百万ドル、こうなつてお

るようでございます。

○加藤(勸)委員 向こうの計算の数字

とこちらの計算の数字とをいいますけれども、数量に対する価格が明瞭でなく

で、どうしてそういう計算ができるの

ですか。その当時は価格が明瞭でない

のです。その当時は、計算する便宜

上、あとからその価格と数量とが日本

政府に通知されておる。その当時は全

然そういう計算がなかつたのです。

○池田國務大臣 この点につきま

して、数量がわかつておりますから、

運賃も向こうの通りにい

いわけでありまして、個々

のものにつきましても国際価格と適正な

運賃ではじき出したので、向こうの言

う総額とこちらの総額が違つたわけ

です。今回はこちらの数字をとつて一応

交渉の対象にいたしましたのであります。

○加藤(勸)委員 こちらの輸出物資の

代金はどのような工合になつてお

りますか。

○小坂國務大臣 これは通産省から

お答え願う方がよいと思ひます。けれど

も、一応われわれの承知しているところ

では、当時、輸入が十七億、輸出が

六億五千、すなわち輸入が圧倒的に多

かつたわけですね。日本は敗戦後で外貨

があまりありませんから、この輸出の非常

に少ない、輸入の多い状態を切り抜ける

といふことは非常に困難であつたわけ

でございます。それから、なお、国際

価格はあつたわけでございます。司令

部はどんぶり勘定とおしやいます。が、これは、先方が国際価格以上に非

でもありませんし、また、非常に安く売るといふことも必要ないわけでございます。結局、国内操作で得をしたものもあり損をしたものもあるとおっしゃいますけれども、これは日本国内の問題で、海外がそれによって影響を受けたものではない、こういうことであります。

○野田(武)委員長代理 ちよつと加藤君に御注意いたしますが、大蔵大臣の時間がだいぶ制約されておりますから、もし必要でございましたら大蔵大臣から先にお答えを願うように願ひたい。

○加藤(勸)委員 それでは、水田さんがいらっしゃいましたから、お尋ねしておきます。幸いに総理も御出席でありまして、本来ならこれは総理にお尋ねしたいのですが、まず大蔵大臣にお尋ねします。

大蔵大臣は、三十五年の十二月二十日の大蔵委員会で私の質問に答えてこられたことを言っておいでになります。いろいろ述べられておりますが、直接関係のあるところを申し上げます。「この援助は債務である」ということを当時政府が国民にはっきりと説明しなかつた事情もございまして、国民の大多数は、これは債務じゃなくて援助だと思つておつたのが実際ではないかと思つております。こういう答弁をなさつております。それから、もう一つ、こういうことを言つておいでになります。確かに昭和二十四年の四月以降のものははっきりしておつて、約九億ドル前後のものでございまして、それ以前のものは、貿易取引が総司令部の管理下にあつて、商業物資と援助物資との資金別区分というものは日本

側には明確でございせんでしたので、この金額が不確かであることは事実でございまして。従つて、この当時の総司令部が残した資料とか日本の旧貿易庁当時の資料で今私どもは推算しておるのですが、大体十一億ドル前後の金額は推算されるということでございますが、なお、これについては米国の側の資料の提出を私どもは求めておりまして、それによつてこの両国は折衝云々、こういうふうに言つておられます。ここにおいて、いかにその当時の計算が司令部の独裁的な管理下にあつて日本はほとんど発言権を持てないなかつたかということが明瞭であります。私の言うどんぶり勘定というのは、そういう意味であります。これはあとからまた総理にお尋ねいたしますが、とにかく、そういうものが一体債権債務の体をなすであらうかということが一つ残つてきます。それから、大蔵大臣はさらにこういうことを言つておられます。「その経過等私もいろいろ調べましたが、これは、私どもも、当時、実際言つておりましたが、――笑に明確なんです。」「ずつと経過をさかのぼつてみますと、やはりこれは当初からもちつたものではなくて、いつかあとでこれは解決する債務と心得るということが、事実は最初からそうなつておつたのがいきさつのようにございまして、私どもはこれはやはり債務と心得て解決すべきものであると思つております。」「それは、池田内閣の閣僚の一人として、最後に一言とつてくつたような言葉をおつけになることはごもっともです。しかしながら、腹の本心は、當時はもちつたもの

だと思つておつた、これが水田さんの正直な本心です。それから、もう一つあります。これは池田内閣の時代ではございせんが、昭和二十八年の七月十日の衆議院の決算委員会において、当時の通産大臣岡野清豪氏はこう言つておられます。その前に、河野一郎君が、予算委員会ではいゆる爆弾質問をやると言つてちよつとジャーナリズムをにぎわしました朝鮮に対する四千万ドルの債権のことについての質問をされたときに、岡野通産大臣はこ

う言つておる。当時ちよつとだいたひのと思つておつたものでありますから、つまり日本から見れば債権です、ね、それと比較するやうなことはいたしませんでした。これはその当時の通産大臣ですね。今になつていろいろ政府は、これを債務と心得るべきかということについて、これをどうしたならば合理化できるかということでも苦心しておいでになります。政府が債務と心得るということとを合理化するために苦心されておるといふその気持はわからぬではありません。わかります。わ

かりますけれども、実際問題として、これを債務と心得るといふ根拠は何にもしないんです。まあそれはあとからにして、こつちやつた大蔵委員会においての答弁は、水田さん、間違ひありません。これだけ一つはつきり……。

○水田(國)大臣 速記録を見ました。これは間違ひございせん。問題は、私どもが知らなかつた、従つて、国民もその詳しきことを知つていなかったというところは事実でございまして、私どもは当時当選したばかりで、政府には事実上関係してございせんし、党

務においても同様でございまして、あの當時は、これはある程度もちつたものだという考えを持つておりましたが、その後のいろいろのいきさつを調べてみると、最初から債務と心得るべきものになつておつたんだ、このいきさつが今ではわかつたので、これは自分は債務と心得て解決すべきものだといふふに言つておるわけでございますが、この通りでございまして。私は、アメリカへ参りましたときも、雑談的にアメリカの当路者と、私はうかつですがやはり最初はもちつたもののような気がしておつた、だから日本国民も相当そういう考えを持つてゐる人がある、これは自分たちの責任においてこの事情をはつきりさせるつもりであるが、しかし、私の考えとしましては、最後の解決がどうなるかと、確定債務がどうなるかと、いづれにしましても、昭和二十四年以前のものに債務として払う金額になつたらこれは相当問題なんです、私の方は、昭和二十四年以前のものにはもう触れないで、いろいろ問題があるから切り捨ててもらふと、はつきり援助を積み立ててある額のうちこれをどれだけにまけてもらふかというところが中心であつて、その前のやつは債務と心得るべきものであるが、最後の解決のときにその前の分にまで食い込むといふやうな解決はできないのだといふことを言ひました。それはもうある程度当然考へるべきことだとアメリカも思つておるから、そういうことはしない、外務省と適当に国民の納得のいくやうな交渉をしようといふやうなお話でございまして、この点、最初から債務になつていなかったというのじゃなくて、債務と心得るべきものだったのを、あまり特に関係してない人は事情をよく知らなかつたといふことだらうと思ひます。

きものだったのを、あまり特に関係してない人は事情をよく知らなかつたといふことだらうと思ひます。

○加藤(勸)委員 私は、大蔵大臣の正直さを責める気持は一つもありません。正直、けつこうです。けれどもほんとうに総理を初め政府の閣僚の皆さんの腹の底を断ち割つたらばどういふことが出てくるかといふことは、これは、私から言わないで、あなた方皆さん自身で腹を断ち割つて出してもらへばけつこうだと思ひます。「切腹」かと呼ぶ者あり。いや、切腹なんて、そんな古くさいことは言わない。要するに、問題は、真実を明らかにして、国民は、真実が明らかになつて納得すれば、時の政府のやることについて承認を与えるでしょう。そうでない限り、依然として言葉によつてごまかして、そしてその場だけをつくらうというやうな解明の仕方では、国民は納得しませぬ。はつきり言つておきます。大蔵大臣、それでは、それでけつこうですか、どうぞ。

それから、政府が今日まで債務と心得るという法的根拠としておあげになつたものは幾つかございまして。これは読み上げるのは重複しますけれども、順序としてそれをちよつと要項だけをおあげします。一つは、一九四五年の九月二十二日の降伏後におけるアメリカの初期の対日基本政策、同じく同年十一月一日の日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令、それから四七年六月十九日付の極東委員会決定、降伏後の対日基本政策、この三つが文書によるものである、こういうよ

うなことを言ひました。それはもうある程度当然考へるべきことだとアメリカも思つておるから、そういうことはしない、外務省と適当に国民の納得のいくやうな交渉をしようといふやうなお話でございまして、この点、最初から債務になつていなかったというのじゃなくて、債務と心得るべきものだったのを、あまり特に関係してない人は事情をよく知らなかつたといふことだらうと思ひます。

○加藤(勸)委員 私は、大蔵大臣の正直さを責める気持は一つもありません。正直、けつこうです。けれどもほんとうに総理を初め政府の閣僚の皆さんの腹の底を断ち割つたらばどういふことが出てくるかといふことは、これは、私から言わないで、あなた方皆さん自身で腹を断ち割つて出してもらへばけつこうだと思ひます。「切腹」かと呼ぶ者あり。いや、切腹なんて、そんな古くさいことは言わない。要するに、問題は、真実を明らかにして、国民は、真実が明らかになつて納得すれば、時の政府のやることについて承認を与えるでしょう。そうでない限り、依然として言葉によつてごまかして、そしてその場だけをつくらうというやうな解明の仕方では、国民は納得しませぬ。はつきり言つておきます。大蔵大臣、それでは、それでけつこうですか、どうぞ。

それから、政府が今日まで債務と心得るという法的根拠としておあげになつたものは幾つかございまして。これは読み上げるのは重複しますけれども、順序としてそれをちよつと要項だけをおあげします。一つは、一九四五年の九月二十二日の降伏後におけるアメリカの初期の対日基本政策、同じく同年十一月一日の日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令、それから四七年六月十九日付の極東委員会決定、降伏後の対日基本政策、この三つが文書によるものである、こういうよ

うなことを言ひました。それはもうある程度当然考へるべきことだとアメリカも思つておるから、そういうことはしない、外務省と適当に国民の納得のいくやうな交渉をしようといふやうなお話でございまして、この点、最初から債務になつていなかったというのじゃなくて、債務と心得るべきものだったのを、あまり特に関係してない人は事情をよく知らなかつたといふことだらうと思ひます。

うにあげておられます。それから、そのあとには、マッカーサーの書簡であるとか、あるいは阿波丸賠償請求権放棄の場合の了解事項であるとか、そういうものがあげられておるわけでありませうけれども、一体、これらのものはほんとうに虚心に通読しまして、債務と心得なければならぬ根拠があるのでしょうか。虚心に読んで下さい。私は、どこからも生まれてこない。すいようのは、アメリカがこの予算を決定し、またのが一九四七年、アメリカの八十議会で、追加予算法として、アメリカ公法典第六十一巻に示されております。それによりますと、御承知の通り、九つの条件という項目が付されておる。その項目の多くのものは、いろいろ占領政策上の事務的な問題なんです。中にはアメリカの兵隊の保健衛生に關する項目もありますが、ガリオアに關するものと思われるものとしてはこの第九番目にあげられておる。かかる地域——かかる地域というのは占領地域ということでしょう。かかる地域の市民人口に対し達成すべく追求されておる目的を害するような飢餓、疾病、不安を阻止するに必要な最低の供給、しいて言へば、これがガリオアの予算の根拠になっておると思うのです。しかし、今申します通り、アメリカの兵隊の保健衛生に關する項目もある。アメリカの純粹に軍事予算ですよ。その中に、この地域における市民の飢餓窮乏を何とかしなければならぬ、——これは占領軍の占領政策上必要な完全な軍事費なんです。占領費とも僕は違うと思う。軍事費なんです。私も、実際は、アメリカから食糧を援助してもらつたために、当時の政府の責任者に

に要求したことがあります。だから、その当時のいきさつはよく知つておるのです。が、ともかくもこういう条項に基づいてガリオア予算というものは決定されておる。この予算の決定の場合に、政府は、マッカーサー元帥がアメリカ陸軍省の要請に基づいて下院に出した文書の一つの根拠にあげておられます。また、アメリカの占領に伴ういろいろ経費並びにその他の費用は日本からの輸出代金によつて償われるであらう、こういうことも言つておるといふことを政府は示しております。しかし、私は、そういう占領費が日本で負担しなければならぬものかどうかという点については、占領費として、終戦連絡事務局の予算で、りっぱに日本が負担すべきものは別に負担しておるわけなんです。だから、それと、今指摘しておる軍事費というものは、一体どういふ關係にあるのか、この点を一つ、これは外務大臣からでつこうですから、答えていただきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 終戦処理費は、講和条約の第十四条によりまして、こちらが払うわけでありませう。ところが、このガリオアその他の援助というものは、これは非軍事的輸入ということが極東委員会の決定にもうたわれております。これは軍事費ではないといふことは、債務性の根拠としてあげました幾つかの資料に申し上げておる通り、明らかでございます。従つて、これは別個のものである、性格が違う、かようなことでございます。

○安藤政府委員 御説明申し上げまして、お言葉返すやうで恐縮でございますが、ただいま御引用になりました一九四七年度第一次追加予算にはそのような規定は何もございません。ただ金額を明示した追加予算であります。一九四七年度軍事予算法というもののいろいろ書いてございます。その項目の一つの中に、ガバメント・アンド・リリース・イン・オキニ・パイド・エリ・アーズ、いわゆるガリオア項目というものがございませう。この項目は十一に細分されております。ちよつと長つたらしくなりますが簡単に読みますと、第一は、ワシントン及びその他地域における人件費、第二は、契約その他に基づく非常勤職員採用、第三は、旅費並びに輸送費、第四は、法律書、参考書、新聞、機関紙、第五は、教育映画、翻訳権、写真、教育用展示等宣伝啓発、第六は、米国人子弟の学校運営経費、第七は、印刷、製本、第八は、速記報告、第九は、自動車、航空機維持費、第十は、建物、施設、付属物の修理及び維持、第十一に、占領目的を阻害するやうな飢餓疾病、社会不安防止のための住民に対する資料提供。いわゆる第十一が、われわれが今問題にしております日本に対する対日援助を定めたものでございませう。先ほど申しました第一から第十までは、向こうの行政費でございます。そして、この行政費は、この種のものは、ガリオアと申しますか、こういった行政費が八千九百万ドルでございます。今度米側から日本に呈示いたしました対日援助の総額の中には、八千九百万ドルは全然

入れておりません。

この第十一番目の、いわゆる日本に対する援助物資を供与するという点に關して、当時国会でいろいろ問題になりました。御承知の通り、これに返済条件をはつきり書くべきだといふ議論が非常に強かつた。それに対しては、これは一銭一厘までとるというこゝとではよくない、必ずしもこういふ国は他日返すんだというやうなことがいろいろ言われました。その一つに、マッカーサー元帥の証言とか、そういうたいろいろなことが言われてまして、これに、マッカーサー元帥の証言は、日本に対する援助は日本の債務となる、とはつきり申しておるわけでございます。

○加藤(勲)委員 私は九つの項目と言いましたが、ちよつと違つておるようですが、それは事務局の方が正確としましう。

そこで、問題は、そういう場合に、債務と心得るならば、少なくとも心得べき条件がなければならぬ。その条件に何があるのですか。この予算は陸軍省の予算ですね。軍事予算です。そして、買付けた物資は、日本の意思に基づいて買付けたのでなくして、アメリカの軍事的な必要に基づいて買付けた物資なんです。そういうやうに、日本の求めるものは全然受け付けられていない。アメリカの軍事的必要に基づいてやることで、もしこの手段を施さなければ、占領地帯の民衆が飢餓、絶望、そういうものから反乱を起こしたりあるいはレジスタンスを起こしたりしたら、一体どうなるか。これは、戦争の場合、ほとんど多くのところ、土地、ところのいかんを問はず

例を見る事実としては、レジスタンス運動が大なり小なり起つておるのです。幸いに、日本の国民は非常に従順であるから、アメリカの占領を御無理ごもつとも聞いて、何も反抗らしい反抗がなかった。だから、今日になればこういうことを言われませうけれども、その当時、もし万一の手段がアメリカによつて施されなかつたらばどうなつたかというのを考えるならば、これも明らかに軍事費なんです。占領費なんです。日本が満州あるいはその他の中国の地域において軍を進めて占領した。そのときの占領の費用を日本はとつておりますか。そういうものは、どこの国でも、なるほど軍事占領行政費の負担すべきものは敗戦国で負担しなければならぬでしょう。それは日本はやはり終戦処理費として負担しておるわけでありませう。それ以外の軍事費について日本が負担する義務は僕はないと思ひます。先ほど外務大臣の御答弁によりますと、何か国際情勢上アメリカの信用を回復するために支払う方がよい、そういうやうな政治的考慮によつてこの問題をしては債務づけて、そして国民にその負担をせよとせよ、こういうことになつてしまふと思ひますが、そういう国際情勢というやうな政治的な問題と、このガリオア・エロアに關する債権が債務があるいは贈与か、こういう問題とはおのずから別個の問題です。私は、本来言うならば、これは贈与以前の問題だと思ひます。軍事的な問題なんです。そう解釈するのが私は本来の姿だと思ひます。そういう点で、私は、そういう政治的な問題と混同してこの負担を求めるということは、国民に対し

て全くその意義をなさぬと思うわけですが、この点に対して総理大臣はどうお考えになりますか。

○池田田務大臣 加藤さんのおっしゃるの、私は国民感情からどうかと思ひます。あの困り切ったときに、あなた方もわれわれも要求し、感謝しました。放出物資に感謝しました。これは、国民に食糧その他衣料等を与え、産業復興資材を与えるのを軍事費だとお考えになるのはいかげんものか。贈与以前の問題だということはないと私は思う。従いまして、われわれは適当な価格を国民として払っているわけですから、これはやはり経済的な問題でございませう。私は、もちろん、こういう判断をいたしますときは経済的、政治的にあれしますが、援助物資に對しまし今までの経過は先ほど来申し上げる通りであります。国民はそのお金を払っておる。それを政府がためておるわけでありませう。それをただいまおいてあるものから、昔出して下さった恩義にむくいるためにも、また経済的に当然でありますまいか。向こうの品物をこつちへ持つてきて、その金が何千億と余っているのですから、これはやはり、アメリカのタックスペーヤー、納税者に対してわれわれとして払えるだけのものを払うことは当然だと思ひます。あのときのものを軍事費だとかあるいは贈与以前の問題だと私は日本国民として考えたくない。

そこで、先ほど来問題がございましたが、もちろん、私が大蔵大臣になりました見返資金特別会計をこしらへるまでは、向こうの管理でございませうから、ほんとうはわかりませう。しかし、その後において調査いたしましたところ、日本からの輸出は六億五千万ドル、昭和二十一、二十二、二十三、二十四年の三月まで六億五千万ドルの輸出。輸入が十七億四千万ドル。十七億四千万ドルのうち、商業勘定での輸入が五億四千万ドル、アメリカの援助物資は十一億九千万ドル。十一億九千万ドルのうち、われわれの計算では八億四千七百万ドルと、国際価格にあらして、運賃も適当にして、あつたわけでありませう。私が見返資金特別会計というものを設けましたゆえんのも、こういうふうにして、十億ドル近いものが日本に援助物資として来て、これが輸出補助金、輸入補助金とし、日本の税金も加えて、どこへ行ったやらわからぬような場合におきまして、将来援助物資を返してくれということになったときはこれは大へんだと思ひましたから、私は見返資金というものを置きまして、アメリカの援助物資は昭和二十四年四月以降はこれだけのものが来ましたが、これだけのものをこつちへ使ひますとして、私は債務と心得ておりましたから、もし返すときは財源になるという気持ちで私はためおいた。そのことが復金を使つてやるよりも日本経済の再建にも役立つし、将来返すことがあるときにはこれが財源になる、こういうふうな気持ちで私はやつておる。途中はかの通産大臣がどう言おうとも、水田君がどう間違つて言われようとも、政府としては、そのときははつきりした方針であることは、あなた方もたびたびお聞きになりまして、この問題の性質は十分おわかりだと思ひます。あなた方の時代にはどこへ行ったやらわからぬとどんぶり勘定です。これではいかぬとい

うので二十四年からこしらへた。しかも、そのとき物を売つてためておいて、利子を利殖して、その一部で払うのです。元金に手がつかぬようにして、利子だけで払つていこうというところは、私は、日本国民として、あの終戦後の悲境のことに思ひ至つたとき、喜んで払うことが日本国民のために適当だ。われわれ、こういうことがあることを考えまして、見返資金を私は十何年前にこしらへたのであります。これが真相でございませう。

○加藤(勲)委員 もちろん、贈与以前の軍事費であるということは、厳密に狹義に解釈すればそう解釈できないことではない、こういう意味のことであつて、私もそれが純粹に軍事費であると思つていない。これは常識から見てもそうですが、しかし、これが贈与であるかあるいは債務であるか、こういうことになるならば、どこにも債務というものを規定づける条件はない。ただ向こうがこういう意思を持つたから、それだから債務であるということには言い切れぬと思ひます。債権債務の発生は、当然両者の間の意思の合致がなければならぬ。その意思の合致がその当時何にもない。

それから、当時の食糧事情等にかんがみて、日本国民は物資の配給を受けて金を出しておる、こういうことなんです。なぜ金を出したか。もちろん政府は本来ならば無償でこれを国民に与えたいのだけれども、無償ということにおいては、無制限になつて、とうていその意を満たすことができないから、価格によつてある程度の限界を設けておる。それは当然なんです。だから、貧困な者に対しては無償でも配給

されておる。当然代金を支払つた。そこで問題がある。むしろ僕は代金を支払つたからなおいけなかつたといふのです。なぜかといふならば、当時、あの困窮しておるときに、ほとんど自分の意思にない、もう鶏のえさしかかならないようなものを金を出して買わされておる。その金はアメリカに払うといふので、なくして、それが日本経済の復興に幾らかでも役立つならば、そういう方も潜在しておつた。そういうことから、とにかく政府としてはこれを無制限に無償で配給するということではできないのだから、そこで有償配給を原則という建前にしたわけなんです。

こんなことは当然だれでもわかつておることです。金を払つたから債務であるとか、金を払わぬからどうというやうな問題でなくて、国民はその金がアメリカに返されるものであるというやうなことは考えていない。それは、吉田さんのように、やみのものばかり食つたかどうか知らぬけれども、とにかく生活に困らないやうな人は、個人的な感情から言つても、これだけのものを援助してもらつたんだから、これは道義的にも一つの借金ができたものだ、借りができたのだ、こういう意味でその負債といふことを考えられるやうになつたか知りませぬけれども、本来の建前から言ふならば、アメリカの占領政策上必要とする軍事的な意義を多分に含んだところの給与物資なんです。配給物資なんです。従つて、国民が金を払つたからどうこうというやうなことは、むしろ僕は逆だと思ひます。二十四年、あなたが聡明な、いわゆる財政的な賢明さをもつて特別会計を設置されたことについては、われ

われもつともだと思ひます。いつまでもどんぶり勘定でおかすべきものではない。幸いに池田というすぐれた能力を持つた大蔵大臣が出たから、特別会計を設置するようになったのであらうと思ひます。特別会計が設置されたからといふて、その金は、これは私が言うまでもなく、また、こんなところで言うべきでないかもしれませんが、あの当時の石炭の生産等にその特別会計からいふぶん回されたという点から言つて、なるほど確かに日本産業の復興に役立つております。日本産業の復興に役立つに役立つといふことであるならば、国民は喜んでそれを受け取るわけですから、それが後になつたら返さなければならぬものであるといふことを知るならば、それならばなぜそのときにそうであるといふことを国民に知らしめなかつたか。これは、今も大蔵大臣が言う通り、国民に知らしめてないから、大多数の国民は知らしめてないと思つておる。こういうことを大蔵大臣にあるやうな人ですら言うておる、いわんや、一般国民がそう考えるのはあたりまえのことなんだ。私は、時間の関係もありませうから、もうこれ以上政府の答弁を求めようとは思ひないけれども、ともかくも、そういう点において、今までの質疑応答の中から、あれをそのままそつくり議事録を国民の前で読んで、ほんとうにわかるでしようか。(「わかる」と呼ぶ者あり) わかつたといふ人は政府与党の諸君、聡明な頭を持った人はわかるかもしれぬけれども、一般国民はほんとうのところなかなかわからない。そういう点から考へて、これらの問題につい

ては……

〔発言する者あり〕

○野田(武)委員長代理 お静かに願います。

○加藤(勲)委員 なおしさいに国民をして納得せしむるような説明が与えられなければならない、こういうことを痛切に思います。

最後に、池田総理はこの問題について今後どのように対処されようとするか、そのことについて伺います。

○野田(武)委員長代理 加藤君にお諮りしますが、総理大臣の答弁がありましたら休憩に入りますから、お含みに

なつて……

○池田(勲)大臣 債務と心得る根拠は、先ほど来申し上げましたように、支払いの条件並びに計算は追ってする、こういうことでございます。

それから、これを有償でやるということとは、無償だと無制限になる、こうおっしゃいましたが、もう切符制で、無制限にいきつこないのです。やはり、加藤さんもおのとき閣僚におられ

て、将来支払うべきものだと思われ、なつたから経済行為で代金をおとりになつたと思ひます。それが順序です。これが良識です。将来支払いの条件その他は計算をするという覚書が出てお

るのでありますから、当然これはやはり有償で売らなければ、無償だと無制限になると言われますが、切符制でござ

うに、国民に税負担をかけずに利子だけ払うというようなことは、これは進んで日本国民としてはやるべきだ。私は大多数の国民が賛成していると確信をいたしております。

私は、今回のこの協定が通過いたしましたので、そして、協定の条文によりましてわれわれはおきめいただきました債務の完全履行をいたしまして、国の名譽のために、また日米間協力体制の強化、そして東南アジア復興の一助のために進んでいきたいと考えております。(拍手)

○加藤(勲)委員 最後に一つだけ。われわれ社会党が唱えております二重払いというところについて、二重払いではないというところを政府は見解としておられるようですが、私は、この点はやはり二重払いだと思ひます。どうしてかという、利子で払うから元金に手をつけぬから大丈夫だとおっしゃるけれども、その利子をもし払わなければ、それがそのまま日本国の経済、産業の復興に役立つ、また、国民がそれを負担しないで済むわけでは

ない。産役の問題にしましても、あるいは国の予算の問題にしましても、一般会計にもその利子が繰り入れられるということになるれば、それだけ予算において国民は利益を受ける。だから、当然二重負担になるわけでは、ない。そうい

う点はわれわれは政府と見解が違ふ。これは見解の問題だから何とも仕方がない。だから、見解は見解であつて、われわれは、そういうことで、利子だから二重負担にならぬということはない。利子だからという、それを払わなければ当然国の利益になるのです。国の利益になるということは国民

の利益なんです。そのことはあたりまえです。

それから、国際信義、国際信用というところを言うておられますけれども、もしアメリカと国際信用を高めなければならぬというならば、幾らでも手段はある。何もこれだけがその手段ではない。そういうところに理屈をくつつけられるところに政府の弱みがある。あなた方はアメリカの言うことさえ聞いておれば国際信用を高めるものだというような間違つた卑屈な考え方を

持つておられる。そういう卑屈な考え方は排除されなければならないと思ひます。これだけ一言言つておきま

すから……

○野田(武)委員長代理 本会議散会後再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時二十六分休憩

午後三時四十七分開議

○森下(善)委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○岡田(春)委員 ちょっと待つて下さい。

○森下(善)委員長 速記をやめて。

〔速記中止〕

○森下(善)委員長 速記を始めて。質疑を続行して下さい。戸叶里子君。

○戸叶(里子)委員 ガリオ・エロアは非常に問題を含んでおります。私も、戦後のどきどきのために仕方がなかつたとは申しながら、将来においてまた疑問が残らないようにするために、この委員会で十分に審議を尽くすこと

が必要でございします。そこで、私もほんとうに真剣に問題点を申し上げますので、政府も誠意を持ってこれに答えて

いただきたいと思います。ガリオ・エロアが債務であるとして、なぜ払わなければならないかというその過程がはつきりしない、将来におきまして今日ある国会議員がいかにげんなものであつたとの汚名を着せられるのであり

ましよ、また、将来の日本とアメリカということを考えてみましても、アメリカのドル防衛政策の一環として押しつけられたとの感じを持つたり、また、日本が卑屈になり過ぎたのではないかと国民が考えたりしては、政府の顧み日米親善関係にもひびが入りますから、どうぞ私の疑問に對しまして

も率直に明快に御答弁をしていただきたいと思ひます。

質問の第一でございしますが、まず私は、資料の言葉の点で確かめてみたいと思ひます。昨年の六月十日に外務省におきまして、小坂外務大臣とライ

シャワー大使との間に、米国の戦後対日経済援助についての覚書にインシア

ルが行なわれたわけでございますが、その要旨におきまして、米国の戦後対日経済援助とは、民間供給計画に基づ

く援助、——これが私はインディアナ・サプライ・プロジェクトだと思ひます

が、さらに、ガリオ・エロア及び余剩物資援助をい、これらの援助の最終的処理を図るため、協定を作成す

る、こう書いてございしますが、これらを対象にされていろいろと差引をして四億九千万ドルというものが決定されたかどうか、この点を急のために伺つておきたいと思ひます。

○小坂(勲)大臣 そういふことでございまして、今そこにおあげになりましたような資料でも差し上げてあると存じますが、それをもとにいたしまして計算をいたしました、四億九千万ドルというものを差し上げたわけでありま

す。

○戸叶(里子)委員 そこで、もう少し言葉の点で伺いたいと思ひますが、余剩物資援助というのは大体どういふものを

おっしゃるのでございしますか。

○小坂(勲)大臣 資料でも差し上げておりますSIM、QM、スペシャル、インセンティブ・アテリアル、それからクォーター・マスター・グッズでござい

ます。

○戸叶(里子)委員 そうしますと、その中には当然軍払い下げ物資、それらのものが入るということでございますね。

○小坂(勲)大臣 そうでございます。

○戸叶(里子)委員 米軍の払い下げ物資が四千三百八十二万三千九百二十ドルになつておりますが、この中から米軍払い下げ物資として六十八万三千五百六十九ドルだけ引いてあるわけござい

ます。これはどういふものを基準にして引かれたかを念のために伺いたいと思ひます。

○小坂(勲)大臣 事務当局から申し上げます。

○安藤(政)委員 お答え申し上げます。数字がごまかひので、的確な数字を今出してゐるところでございます。SIM、QM、いろいろなものを引きま

したが、贈与分と返還分を引いております。

○戸叶(里子)委員 今の御答弁でございしますけれども、もう少し詳しく正確にお答え願ひたいと思ひます。

○安藤(政)委員 これは通産省から提出いたしました資料の第一ページにあ

るかと存じます。米軍払い下げ物資からは返還分を六十八万三千五百六十九ドル引いております。それから、この返還分は、朝鮮に動乱が起こった際に米軍に返還したものでございます。それからスクラップ類、これは返還ではございまして、日本としては、いわゆる価格ゼロと算定することを向こうに同意させまして引いた分でございます。これが八百六十四万四千二百ドルでございます。それから、もう一つは、これはビーコフから購入しました物資のうち、二十万九千四百七十八ドルに該当するものを朝鮮動乱の際に米軍に渡し、それを後日このQMの勘定から差し引くということになっております。合算して八百九十五万三千四百五十九ドルを控除したわけでございます。なお、余剰報奨物資にしましては、やはり朝鮮動乱の際に返還いたしました千五百六十五万七千七百六十九ドルを控除しております。

○戸叶委員 今のアメリカ局長からの御答弁で、数字だけはわかりましたけれども、そういうふうな数字の基礎となった資料というものがなければならぬと思ひます。たとえば、ここに書いてありますとこの、米軍払い下げ物資として引いたその基礎は、こういうふうなふうな約束でこれを引いたんだというふうなスキヤピンなり何なりが私にはなければならぬと思ひますが、そういうものはここに提出されたいと思ひます。この贈与分というものがございすけれども、この贈与分というものは何と何であるかということをお政府に私は資料を求めま

して、私の手元には贈与分としての資料が大量でございましたけれども、これをまだ見ていないひまがないほど急に下すたわけでございます。従って、こういうふうなものを、言われないうちに引いたのだというところが一つ、もう一つの問題点は、ここに英連邦軍物資対米引渡分というのが二十万ドルあるわけでございます。この二十万ドルを引いたわけでございますけれども、これは英連邦軍から日本の政府に放出された品物で、その額が二十万九千四百七十八ドル、それが今度はアメリカ合衆国の軍隊に渡されたのでありますけれども、そうだといたしますと、日本と英連邦軍との間に何らかの取りきめなり何かがあるけれども、こういうものはなかつたはずだと思ひます。その資料を私は個人的に要求いたしましたけれども、出していただいております。そこで、この際お伺いいたしますのは、この英連邦軍の対米引渡分というものを今回引くに至ったその基礎は何によるものであるかを伺いたいと思ひます。

○安藤政府委員 英連邦払い下げ物資、俗にビーコフと申します。これにつきましても概要を御説明しまして、なお所要の資料につきましては後ほどまた整備いたして差し上げます。英連邦物資と申しますのは、ちょうど一九四七年、昭和二十二年でございます。その三月から、英連邦軍はその保有しております生活必需品等を日本に売却する、あるいはまた一部は無償で供給するということになりました。いわゆるセイル・オブ・ディス・ポーズルと言われているのでございますが、この売却の場合は、物品の引き渡しの

際、その数量とか価格を表示して参りまして、それに対して貿易片がレシートを出しまして、すなわち売買として受け取ったものでございます。他に、特に価格を表記しないで、いわゆる無償で受け取ったものもございす。この受け取りましたものの種類はどういうものかと申しますと、車両、食品、繊維類、なかならずトラックが非常に多かったわけでございます。そして、これらのものは円で後に払われました。その購入しました総額は約八十五万ポンド余でございます。先が、一九五〇年の九月、ちょうど昭和二十五年の九月に、朝鮮事変が勃発いたしました際に、当時まだ配給せずに手元に政府が持っておりましたシム、QM、米軍の余剰放出物資あるいは軍払い下げ物資とともに、未配給のビーコフ物資も米軍に引き渡すことを要請して参りました。そして、先ほども申しました通り、その結果、米軍に引き渡しましたビーコフ物資が約二十万ドルあるわけでございます。その後、昭和二十六年八月十三日に、総司令部から通産、大蔵省に對しまして、いろいろ協議した結果でございまして、この二十万ドルは米軍払い下げ物資、すなわちQM勘定において日本政府にクレジットする、貸方の方にする、ということ、QM物資から差し引くのだというのを申して参りました。従いまして、今回通産省は、通産省の持つております資料に基づきまして日本側の数字を算定いたします際、この二十万ドル、すなわちビーコフ物資は軍の払い下げ物資から差し引いて計算しておるわけでございます。一番最初にお

配りいたしました通産省の算出した数字の基礎の第一ページに出ておるものが、これでございます。

○戸叶委員 数字のこともございすけれども、私が伺いたいのは、英連邦軍から日本に物資が来た場合に、何かそこに日本と英連邦軍との間に取りきめなりあるいは約束なり何かがある、その基礎に基づいてこれが行なわれたものではないかというふうに考えます。そうでなければ、ただ英連邦軍から品物が来て、それをアメリカへやったということだけでは足りないように思ひます。その日本と英連邦軍との間の取りきめなり、あるいはスキヤピンですか、モランダムですか、そういうものがありまして、ぜひ出していただきたいと思ひます。

○安藤政府委員 ただいまの点でございますが、一九四七年三月十四日に、日本政府に對しまして、総司令部からスキヤピン三三二のAというものが出ております。内容は、私が先ほど申し上げましたようなものでございます。○戸叶委員 その内容も、私はあとで少し調べてみたいと思ひますので、なるべく早い機会に出していただきたいと思ひます。

○安藤政府委員 そのように取り計らいます。

○戸叶委員 先ほどもお話がございましたが、米軍の払い下げ物資というところが説明されたわけでございます。この米軍の払い下げ物資というのは、国民に對して非常に安く払い下げられたもの、それと普通の、ほかのものと同じように売られたものでしょうか。

○伊藤説明員 QM物資の国内に對する払い下げは、当時のマル公価格で払い下げております。

○小坂内務大臣 この債務性の問題に關しましては、昭和二十一年七月二十九日のスキヤピンによつて、この支払い代金その他は追つてきめる、こう書いてあるので、そこでこの債務性というものが出てきておるということを言つておるわけでございます。QM物

資につぎまして、これをなぜ引いたかというところですが、これは全体の三分の一だけ引いた、こういうことになっておるわけでございます。全体として、全部が債務だと言っているわけではないのでありまして、四分の三はもつたことになっておる。先ほど總理からも御答弁がありましたが、四分の一払い、四分の三はもつた、こういうことになるので、その間の区分けをいわれる外交交渉によっていろいろとしたわけでございます。

○戸叶委員 私の質問とちよつと食い違つておると思うのですけれども、私はもつと根本的なことを伺つておるのです。それでは、QMのうちの四分の一払つて四分の三はもつたのですか。

○小坂國務大臣 私どもの申しておるの、全体の債務と心得てつたものを債務とした場合、先方の言つておるものの四分の三はもつた四分の一は払う、こういうことになっておるわけでありませう。

○戸叶委員 それはQMに關して……

○小坂國務大臣 そうではありませぬ。全体のことを言つておるのです。QMに關してはアメリカ局長から申し上げませう。

○戸叶委員 ちよつと待つて下さい。そうじゃないのです。私の伺つておるの、先ほど、軍からの払い下げ物資に對しては、マル公でもって國民に分配してあげたということをおっしゃつたわけですね。今までの政府の答弁としては、ガリオア・エロアは債務である、その証拠には、國民はお金を出して買ったじゃないか、こういうことを言われたわけですね。ここでもって、もし

も払つていながらそれを引いたというのは筋が通らないじゃないかと、この点を聞いておるわけ、こまかいことを聞いておるわけじゃないと思ひます。この点をお答えいただきたいと思ひます。(発言する者あり)委員長、大へん済みませんけれども、横でがやがやされますと、私質問ができませんので、ヤジを禁止していただきたいと思ひます。

○安藤政府委員 技術的なことでございますから、私から詳細説明申し上げます。

QM、シム物資は、いつぞやも国会で御説明申し上げたかと思ひますが、大体千六百八十ドルという価格で計算しておつたわけでありませう。しかしながら、このQM物資は、実際にはもつと安く価格が表示されていたことが多きのであります。しかしながら、そのときのスキヤピンにもございませう通り支払い条件等は後日きめることが最初から出ていたのであります。従ひまして、今度のガリオアのときに一括いたしました、何と申しますか、決済といひましては三分の一程度あるいはほかのガリオアと一緒に引くことにしたわけでありませう。

そこで、今国内における配給のことをおっしゃつておるかと思ひますが、国内における配給は、通産省からさつき御説明がありました通り、当時の国内の安いマル公で一般に配給したというところでございます。

○戸叶委員 ちよつとおわかりにならないかと思うのですけれども、今まで、ガリオア・エロアは債務である、なぜならば、日本國民はお金を出してアメリカから援助されたものを買つた

じゃないかということをおっしゃつたわけですね。ところが、今この軍の払い下げ物資はただですかとは聞きませんでしたけれども、安かつたのですかどうですかと聞きましたら、マル公で払い下げたと言ふ。そうだとすると、今までの政府の答弁は、國民がお金を出して買ったのだから債務であるとおつた。ところが、債務であるならば、これで引かれるならばただであるべきではないか。國民がお金を出して買ったにもかかわらず、これを引いておる。だから、今までの政府の答弁は、國民がお金を出して買ったのだから債務であるとおつた。私は感ぜざるを得ないのです。

○伊藤説明員 事實關係を先に申し上げませうと、英豪軍の返還分についてのお話だと思ひますが、英豪軍への返還分は國民に払い下げをしておりませぬ。一応日本政府として受け取つたものを、そのまま米軍に引き渡したものであります。これは国内には払い下げませんから、従つて、國民からも代金は取つていないということになるわけでありませう。

○戸叶委員 そうすると、ちよつと私はわからなくなつてしまつたんですけれども、非常にこがらかつていますね。米軍の払い下げ物資というものは、國民に払い下げをしないのですか。あなたは英連邦軍の分と両方間違えていらつしやるんでしよう。米軍からの払い下げ物資は國民にやつたわけでしょう。お金を取つたわけでしょう。そうじゃないですか。

○小坂國務大臣 資料について少しお読み違ひになつていらつしやるんじゃないですか。といひますことは、この

十七億九千五百万ドル、その中の中身は、見返資金設置以前のものと、見返資金ができてからのものと、それから余剩物資ですね、これは、シム、それから米軍払い下げ物資の、QM、これがある。この内容について、そのQMが出ておるわけですね。そこで、この返還分は米軍に返したものです。これは日本の方へもつてないんです。米軍に返してある。返したものが千七百万ドルある。その千七百万ドルの中で、ガリオア物資は六十六万九千ドル返しておる。それから、シムは千五百六十五万七千ドル返しておる。米軍払い下げ物資は六十八万三千ドル返しておる。ですから、返しておるものは引いたわけですね。ただそれだけのことであります。

○戸叶委員 私が伺つておりますのは、この払い下げ物資というものは、國民に分けてやつたわけでしょう。分けられないんですか。全然分けなかつたんですか。

○小坂國務大臣 それですから、申し上げておるのですが、返したものを、國民に分けてないものもあるわけですね。一応向こうから受けたけれども、それを返還しておるものがある。返還しておるものは、もつてないから引いておる。こういうことでございます。

○戸叶委員 それでは、先ほどの答弁にありましたこまかい数字を、私はあから速記で読んでみせんと、これ以上この問題についての質問はできませんので、あとで読んでから質問を続けたいと思ひます。

そこで、次に政府に伺いたいと思ひますのは、ガリオア・エロアに對しま

して、日本が債務として考へておる資料を出してきておるわけですが、これ以前に、一九四六年七月二十九日にスキヤピンを出されまして、これは、タムス・オブ・ペイメント・アンド・アカウンティング・ウィル・ビー・ディサイデッド・レーターというふうに書いてあるからこのガリオア・エロアは債務である、こういうふううにこれまで何度も答弁をしてこれたわけですね。そうすると、これ以前の援助物資というものは債務の対象にはなされないわけでしょうか。して

○小坂國務大臣 これは、冒頭に申し上げましたように、全部入つておるわけでございます。

それから、先ほどビーコフのお話もございまして、ビーコフも一緒にして御質問になつたような気がしたものですから、よくわかりませぬでしたが、ビーコフというのは、英連邦軍の物資なんです。これを日本は売買契約で受けておるわけですね。そのうち、朝鮮軍が占領してしまつたから、一部米軍の方でこれを使つたわけですね。これはこちの方で使つてないものですか、これを引いた、こういうことな

○戸叶委員 今の御答弁ではつきりいたしましたことは、債務の対象にする根拠として、一九四六年の七月二十九日ですか、このタムス・オブ・ペイメント・アンド・アカウンティング・ウィル・ビー・ディサイデッド・レーター、これがあつたということをおっしゃつたわけでございます。そこで、私まず最初に疑問に思ふのは、こ

が、通産省で今回援助物資の総額を算定いたしました場合に使用しました資料としましては、そういうスキヤピンもございまして、そのほか、当時の貿易庁関係の資料、あるいは司令部の遺留資料を利用したわけでございまして、司令部の遺留資料は、各契約別にファイルがございまして、そのファイルの中にいろいろ関係書類がございまして、その中に、たとえばガリオアでありましたら、ガリオア・フランドを買ったというバーチエス・コミットメントのついておきますものとか、あるいはシリアン・アフルブド・プログラム・フオア・シリアン・サプライズ、そういうようなことを記入した書類がございまして、そういうようなものを援助物資と認定したわけでございまして、商業関係の物資につきましては、そういう書類はついておりませんし、逆にまた、商業関係でございまして、いろいろな契約書類とかインヴォイスとか、そういうものが添付されておるわけでございまして、そういうような契約別ファイルを選別しまして、援助物資と認定されるものをピック・アップし、それを集計したわけでございまして、ただ、これには数量の記載だけのものが大部分でございまして、あるいは価格の書いてあるものもございまして、価格の書いてありますものはそういうものを利用してありますが、価格の入ってありませんものは、今度米側から提示のありました決算資料から単価を出しまして、これはFASの単価でございまして、それに運賃を加算したものを、通産省で計算する場合の単価として利用したわけでございまして、そういう意味におきまして、司令部のファイ

ルも、これが援助物資について全部を網羅しておるという保証はございませんで、私も計算いたしました数量は、援助物資の全部であるということはないかと思ひます。これを資料を作りまして米側と突き合わせますと、おそらく米側の資料によりまして通産省で足りないところは補足されるであろう、通産省の数字が小さ過ぎるというふうなもので、米側から提示しました資料を見て納得すべきものであればこれは追加をしなければいかぬという考え方でわれわれは計算をしたわけでございまして、そういう意味で、従来外務大臣も言っておられますように、数量については、通産省で計算した数字は、これ以上になることはあつても以下になることははない。おそらく米側と資料を突き合わせまして一件々々調査しますと、米側の言う十九億五千万ドルに漸次近づいていくというふうに考へるのが常識であらうと思ひます。と申しますのは、米側としまして、ただ出してきただけではなくて、向こうの支出ベースの数字について、先方の会計検査院の検査を経た数字であるというところを申しております。そういう意味で、米側の数字に近づいてくるものであらうというふうに考へておるわけでございまして。

○戸叶委員 今の御答弁でございませうけれども、こちらから払おうという債権債務の関係にあるものに、米側から資料を出してきた、それに突き合わせて出した、しかし全部の資料を見たわけではない、こういうことでございませうが、そこら辺にも私は非常に多くの問題があるのではないかと思ひます。たとえば、これはあとから支払うというふうなことが書いてあつても抜けていたり、まあ支払うと書いてなければおそらくそれは支払いの対象にしないでしょうけれども、そういうふうな問題が私は必ず出ていると思ひます。私は、きょう別にこまかく意地悪く聞くつもりはないのですけれども、たとえばこの小麦粉は一ポンド大体幾らの計算でなされたか。この支払った表を見ますと、二十二年に十六万九千七百四十三トン分として二千四百五十七万六千六百二十ドル支払ったことになつておるわけでございまして、その当時の小麦粉というのは、私調べてみますと、十グラムで二十四五十銭であつたわけですから、そうすると、この二百万ポンドというものは、一体どんなふうな、どういふふうな基礎によつて幾ら払つたのだらうかということがちよつと疑問になつたわけですから、これ一つだけでも、あとからでけつこうですから、参考に出していただきたいと思ひます。私は、もっと大事な問題がありますから、先へ進んでいきたいと思ひます。

そこで、お伺いしたいのは、今この出していただいたスキヤピンも支払の対象にした、こういうことを伊藤さんはおっしゃつたわけですね。なるほど、このスキヤピンには、ちゃんとタムス・オブ・ペイメント・アンド・アカウンティング・ウィル・ビー・ディサイデッド・リーダーと書いてあるわけですね。そこで、お伺いしたいのは、政府が最初に出してきた資料というものは、一九四六年の七月二十九日の分を出してきているわけですね。ところが、このスキヤピンというののは、一九四六年の二月十一日なのです。政府の出してきた資料よりも前の資料なんですね。この資料にもそういうことが書いてあるのに、それに対して象にしないであとのものを出してきたというのはいくらも出てくるわけですね。

○安藤政府委員 お答えします。御質問の趣旨があるいはよくわからなくて誤解しておるかもしれませう。そのときはもう一ぺん回答させていただきたいと思ひますが、スキヤピン一八四四を最初に出して、ほかを出さなかつた、なぜ出さなかつたかという御質問でございませうけれども、スキヤピン一八四四はガリオアの全部をカバーした基本的なスキヤピンでございまして、それに支払い条件及び計算は後日きめるといふことがあるので、一例として差し上げたわけでございまして、このほかに、先ほども申し上げましたブレガリオア、これに関するスキヤピンは、先刻も申し上げました通り差し上げました。これはやはり同様で、タムス・オブ・ペイメント・アンド・アカウンティング・ウィル・ビー・ディサイデッド・リーダーと出ております。このブレガリオアのときには、ケース・バイ・ケースにこういうスキヤピンが出ていたようでございます。その事例はたくさんございませうが、ひな形的なものをたしか二枚くらい差し上げたかと思ひます。またほかにもございませう。

それから、次にQMでございませう。これもたしか資料として差し上げたはずでございます。(もらつていない)と呼ぶ者あり)それじゃ、これは差し上げてけつこうでございませう。これも、QM物資一般について言つておるわけでございますが、シムについても同様一般のものがございませう。ただ、シムについても、いつかこの委員会でも申し上げましたように、シムの最初のスキヤピンにはその条項はありませんでしたけれども、そのあとに出しましたシム・QMの返還に関するスキヤピンに、その第二だと思ひますが、支払い条件等については後日決定するといふことになつていったというのがありまして、かつ、その評価方法といたしまして、千六百八十ドルというものを基準にしていたから、今度差し引くときには、返還として控除するときにその金額で控除するといふようなことが書いてございませう。

そうしてみますと、全般的にカバーする基本的な指令、あるいはブレガリオアのごとく個々の全部総括いたしましたとして、いわゆる総司令部の指令によりまして、債務性というものがそのときにはつきり書いてあつたということが言えるのであります。その代表を差し上げたわけですね。かたがた、そのほかいろいろ債務性の根拠となるものは、最初に提出いたしました債務性があると考へられるその根拠という意味で、資料として出しておるわけでございませう。

ものまでこの一八四四がカバーするのだということは、一体どこでわかるのですか。初めにこういうふうなものが出ているならば、最初にこれを出しなればいいじゃないですか。そうでなければ、ブレガリオアの方もこれに入るのだというをはっきりお出しになったらいけないかと思ひます。

○安藤政府委員 プレガリオアが出ますときには、そのつど、先ほどから何回もくどく申し上げておきますように、スキヤッピンがございまして、その一八四四はいわゆるガリオア予算というものがございまして出ました指令だと承知しております。

○戸叶委員 一八四四はガリオア予算ができたときの指令ですね。その前はブレガリオアですね。そうすると、ブレガリオアも支払いの対象になつてゐるならば、一八四四だけなくて、その前にもこういうのがあるというのが出ていなければ、私どもは一八四四以前のもはもう全然対象にしないのじゃないかと思ひます。が常識じゃないかと思ひます。

○安藤政府委員 その点につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、資料といたしまして代表的なものを出したつもりであつたわけでございます。その後御要求がございましたので、直ちにブレガリオアの分も差し上げたかと存じております。

○戸叶委員 私どもの常識から申しますと、この支払いの条件はあとから決定するであろうという、そういう言葉がもしも一八四四よりも前にあつたならば、こういう言葉があるのだからこうだという例を引くのは、最初の

ものを出すのがほんとうじゃないかと思ひます。まん中のものをぽんと出してくるのじゃ、なぜこういうものを出してきたのだらうか、これより前は一体たなのだらうかと考へざるを得ない、これが常識だと思ひます。しかも、一八四四の中に、前のも含んでいふと、これは書いてないです。こういう点がどうも疑問に思ひます。こういふ点がどうも疑問に思ひます。いかでございませうか。

○小坂國務大臣 今申し上げましたように、代表的なものを差し上げたわけでございます。ガリオアがすべての契約のうちで一番大きい部分を占めるものでございまして、それについて御参考までに申し上げたわけでございます。しかし御要求がありましたら、ブレガリオアの資料も、三月十二日に当委員会に提出してあるということでございます。

それから、先ほど通産省が非常に難な計算をしたようなお話もございましてたけれども、この通産省の努力というのは非常な努力でございまして、一つのスキヤッピンを実は当たつたのでございまして。そこで、当たりました結果が十七億九千万ドル何がしというものになりまして、伊藤次長から申し上げましたように、これは全体をあるいはカバーするものではなかつたかもしれないのであります。アメリカ側の言ひますのは、十九億五千四百万ドルと申しておるわけでございます。そこで、もつとあると言われても仕方がないわけでございますけれども、われわれとしては、外交交渉によりましてアメリカといふと話をいたして、その結果、こちら側の提出した資料、

これを全部そのままアメリカ側において認めまして、これによって計算をした、こういう事情であるわけでございます。ますので、これを許します。岡田春夫君。

○岡田(春)委員 今小坂さんが、スキヤッピンについては一つ一つ通産省が照合した、こういうことをお話しになつたのですが、スキヤッピンというのは日本が受け取つてゐる文書でございます。そうすると、これは照合どころじゃない、そういうことは当然な話なんです。とするならば、スキヤッピンは全部これは日本にあるはずなんです。その枚数くらいはおわかりになるはずだと思ひますが、スキヤッピンは幾らあつたか、これについて数字をお話し願ひたい。

○小坂國務大臣 実は私の言葉が足りなかつたと思ひますが、要するに通産省の努力が非常なものであつたということを申し上げたので、司令部が残置いたしました資料について一々これに当たつてくれましてやつた、こういうことでございます。

○岡田(春)委員 一々遺留資料と照合したというお話ですが、まず第一点として伺ひたいのは、スキヤッピンの数はお出しになりますか、どうですか、次長に伺ひたい。

○伊藤説明員 司令部の遺留資料は、各契約別のファイルがございまして、そのファイルの中にガリオア・ファンデを買つたというのを書いたパーチェス・コミットメントあるいはアプルーブド・プログラム・フォア・シビリアン・サブライズというふうな資料がござい

います。これによって援助物資であることを認定したわけでございます。その中には、当時の日本側から出した受領証もございまして。スキヤッピン自身は、これは本紙は日本側に来ておるわけでございます。契約別ファイルの中にありますのは、その控へになるわけでございます。日本側に来ておりますスキヤッピンが全部出せるかどうかという点でございますが、日本側としては、その全部はございせん。

ですから、全部を、何千通になりますか、提出せよと言われても、これはちよつとお出しするわけに参りません。

○岡田(春)委員 今非常に重要な御答弁があつたのですが、日本側が受け取つたスキヤッピンは全部はない、一部はなくなつてゐるものがある、こういう点は、非常にはつきり今伊藤さんが答弁されたのですが、それでよろしいわけですか。

○伊藤説明員 スキヤッピンはあるところでございまして、物資の引き渡しの資料個々のものは、全部スキヤッピンというわけではございせん。で、メモランダムもございまして、そういう個々のメモランダムについては全部はございせん。

○岡田(春)委員 それでは、もう一点伺ひますが、伊藤さん、スキヤッピンはある、そういう引き渡し受領書その他の関係ではないものもある、そういう点を確認するためには、当然遺留資料を根拠にしなければならぬ、こういうことになりませんか。そうすると、総理大臣。——そうすると、総理大臣もうんと今言われた。それで、伺ひたいのは、通産省には遺留資料というも

のはどれくらいありますか、数をお話し下さい。もし御存じなければ私の方で言つてもいい。

○伊藤説明員 司令部の遺留資料は相当たくさんございまして、個々の数は勘定いたしておりますが、おそらくこの部屋の四分の一か三分の一ぐらいのスペースを占めてゐる程度でございます。

○岡田(春)委員 伊藤さんに伺ひますが、その数は大体十五万冊でしょう。どうですか。

○伊藤説明員 勘定はいたしておりますので、何冊という……。

○岡田(春)委員 私が知つていて、あなたが、知らないということはないでしょう。

○伊藤説明員 私どもも承知いたしております。

○岡田(春)委員 伊藤さんは知らないかもしれない。通産省で知つてゐる人があるはずで。十五万冊あるはずで。もつと言ひましようか。十五万冊の中で、司令部の一々の契約書類というものが、輸出関係で十三万冊、輸入関係で七千から八千、銀行通帳が八百冊。どうですか、あるでしょう。違ふなら違ふと言つてごらん下さい。

○伊藤説明員 計算はいたしておりますので、どうとも申し上げられせん。

○岡田(春)委員 それでは伺ひます。先ほど小坂さんが一々遺留資料を照合したと言ひるのは、伊藤さん、それは照合したのですか。

○伊藤説明員 輸入関係の契約別ファイルを一々見まして、そのうちで援助物資と考えられるものについて受領証の数字を集計したわけでございます。

○岡田(春)委員 それは、一々でなく、スポット・チェックでしょう。どうですか。

○伊藤説明員 一々チェックをいたしております。

○岡田(春)委員 その部分に関しては一々ですね。

○伊藤説明員 輸入物資については一々チェックであります。

○岡田(春)委員 この十五万冊は全部お互いにつながった関係にある。従って、これらを全部関連して調べない限りにおいては正確な数字がつかめないはずだ。そう思いませんか。あなたが先ほど言われたのに、大体においてとかなんとかいうのは、それは正確なつかみ方がないからです。それではこの点はあとに留保いたしておきますが、伊藤さん、この資料は今どこにありますか。ほんとうにあるのですか。

○伊藤説明員 二十四年の三月以前に輸入分について一々チェックをしたわけでございます。今の司令部の遺留資料は通産省の倉庫に保管してあります。

○岡田(春)委員 その通産省の倉庫はどこですか。

○伊藤説明員 通産省の中ではありません。

○岡田(春)委員 そんなことはないはずだ。それはあなた、通産省の倉庫といふのは、通産省の中といえ、通産省の事務所もあれば、あっちこっちにあったりもする。それも中といえるだろうが、新橋の通産省の倉庫でしょう。どうですか。

○伊藤説明員 虎ノ門の通産本省の中にある倉庫であります。

○岡田(春)委員 それでは、それを一々中をお調べになったというのは、

われわれが委員会としてそれを見ていただきたいといふ場合に、倉庫は見せていただけませんか。

○伊藤説明員 私がいいとかんとかいふ問題ではございませんで、国会のおきめになることと考へます。

○岡田(春)委員 これは倉庫の中におありになるのならば、われわれが希望すれば見せていただけたらと思うのだけれど、今まであまり見せておられないらしい。書類は全部そろって、そういう自信の上でこういう点お話しになっているのですか。私、関連ですから、これ以上言いませんが……

○伊藤説明員 通産省の倉庫の中にある書類をチェックしたものでございませう。従来見せてないとおっしゃいますけれども、書類の保存庫でございませう。で、どういふ書類でも一般に見せるというふうなことはいたしておられます。特にこの書類だけ別扱いをしておるといふ筋のものではございませう。

○岡田(春)委員 私、関連ですからこれで終わりますが、留保いたしますけれども、伊藤さんの言われた、このような広さの中に一ぱいですか三分の一です。かあると。それで、私は約十五万だといふのが、あなたは管理しておいて全然数を知らないといふのは、管理簿が整理簿が何かないのですか。あなたの方では、通産省といふのは、品物を受け入れても受け入れ簿も何にもないのですか。受け入れ簿もなくてただもらってきただけですか。中で途中で落ちていまいわけですか。ここら辺はどうなんですか。冊数くらいあなたからわからないというのでは、通産省もいかにもだらしがないじゃありませんか。遺留資料が何か知らな

いが、一体何万冊くらいあるというところ、あなた御答弁にならないのですか。あなたが知らなかったら、私言ってもいいけれども、あなた、やめていなければならぬ。岡田さんに聞いてもらいなさいよ。どうですか。

○伊藤説明員 先ほど来申し上げましたように、二十四年の三月以前の輸入関係について調べております。それ以外の輸出等については、私自身はそう見ておりませんが、そういう見当はついておりませんが、契約別ファイルは相当数ございませう。ただ、倉庫は、このように天井は高くありません。で、先ほど申し上げたのは、床面積で大体四分の一か三分の一ぐらいいふふうな感じで申し上げたわけでございます。

○岡田(春)委員 私は、もうこれで留保いたします。しかし、あなたがそういうふうにお話しになっているのなら、GHQからよこした資料がだいたい散逸して、これだけしかなくなつたものだと私は判断するかもしれない。初めは十五万冊あったのが、今三万冊しかない、なくなつたのだ、その三万冊によって照合して、そしてこれは正確なものでございませうといふのは、もしもこれだ。だって、通産省といふのは書類を受け取った受け簿といふのがあるはずだ。これは何万冊ありますといふものがはつきりして、それが証拠書類ですから、これだけの数字が出ました、こういうことにならなければならぬはずだ。ところが、あなたは、この建物の大体三分の一くらいある、こういうことで、受け簿はないかあるのか知らないが、部数はわかりませんという。私の質問する方から聞いてい

るのだ。十五万冊あるのだ。あなた達というのなら、たとえば三万冊しかないのだ、こうあなたがおっしゃるなら、そう言つたらいいじゃないか。それは受け簿にはつきり出ているはずだから、三万冊しかないのだとたとえばあなたがおっしゃるでも、私は、GHQから受け取つたのは十五万あって、現在あるのが三万で、その三万を証拠にして資料を出しても、この数字はであらめだといふ言わざるを得ないじゃない場所。数がはつきりしない場合においては、そういうあなたの資料というものはいいかげんだと言わざるを得ないじゃない場所。はつきりしているじゃない場所。私は、こういう点から言つて、あなたが答弁をおきます。この次また質問しますから、それまでに数を何ぼだか調べてもらつて、すすだらけになつて、何ぼあるか勘定したらわかる。調べてもらつてい

○伊藤説明員 先ほど来申し上げましたように、二十四年の三月以前の輸入関係の契約別ファイルは、大体二万件程度と承知しております。それ以外の輸出関係その他につきましましては、後ほど調査をしてお答えいたします。

○戸叶委員 私はもう少しスキヤビンの問題を続けていきたいと思ひますが、この一九四六年、昭和二十一年の四月十一日のスキヤビン九六〇Aといふのがございませうが、それには輸入食糧の貯蔵と配給の記録の保存についてというのがございませう。その中に書いてある文句を見ますと、――外務省はそれをお持ちですか。おありになりま

すか、ないですか。四月の十一日、九六〇のAです。ではこちらで読み上げます。それには、授権された、オーソライズドという言葉が使つてあります。オーソライズド・ディストリビューションという言葉が書いてあります。授権された配給の記録、すなわち日本が認可されて配給の記録をつけるときには、食糧の量とか、種類とか、配給を受けた人の数とか、配給された地方とかを記しておくようにしろという命令の文句がございませう。この中で注目すべきは、このオーソライズド・ディストリビューション、授権された配給といふことでございませうけれども、この文句によつて権利はすっかり日本に与えられてゐるわけですね。一般的な意味では、買ったものを分配するというふうなときには、決してこういう言葉は使わないと思ひます。買ったものなら、こういうふうな授権された配給といふようなことは使わないはずだと思ひますけれども、この点、総理大臣はいかがお考えになりますか。

○池田國務大臣 これは、当時、申し上げておりますように、オーソライズドしたから、これはもつたものだというわけにもいかぬと思ひます。専門的の用語でございませうから、条約局長その他からお答えいたさせます。

○中川政府委員 今おあげになりましたスキヤビンは、かつて私読んだことがございませうが、今手元に持つておりませんが、要するに、その当時は非常な厳重な配給制度のもとにあつたわけでございます。終戦になりまして進駐軍が来ますと、まず第一にいたしたことのひとつとして厳重な配給制度を実施せよという。日本の食糧は非常

に不足でございますから、なお日本は食糧の輸入を非常に懇請したわけでございます。にもかかわらず、輸入は思うようにいかない、嚴重な食糧管理をすることがまずである、これはもう何回もそういうスキヤピンが出ております。そういう関係で、日本自体の食糧の配給機構が、実は司令部の非常に強い要請でできておる食糧配給機構であつたわけであります。オーソライズド・ディストリビューション・システムというのは、まさしく日本の食糧管理の機構、この機構で配給せよ、これも輸入食糧であるから、その機構に乗せて配給せよ、こういう意味の指令であるわけでございまして、当時の事情を考えれば、むしろ当然の要請であると考えます。

○戸叶委員 総理大臣、ちよつとおかしくないですか。もしもアメリカから買ったものであるなら、そういうふうなきびしい制限をつけられるということはないと思うのです。ところが、これは、こういうふうな配給して、こうしろあしろというふうな制限をつけられて、そして、なおかつ、これは買ったものだからお払いいたしますなんて、そんなばかげたことがあります。普通の商売の常識から言っても、そういうことはないでしょうね。

○池田国務大臣 戦後におきます日本は食糧事情から申しまして、配給が非常に問題でございますので、占領政策上言つておることでございます。従つて、それによつて債権債務の問題は関係はないと思ひます。

○戸叶委員 それでは、次にもう一つ伺ひます。

これは、外務省は今お手持ちでない

と思ひます。私は図書館で一生懸命になつてはこりの中で探してきた問題です。すから、あとからごらんになつていただきたいと思ひます。一九四六年の四月十三日のスキヤピン九〇〇のAと、いうのがございしますが、その中には、一般市民の食糧輸入の放出というのがあります。それには四十三万六千五百ポンドのコラプト・コインというものが書いてあります。コラプト・コインというのは、どういうふうな訳したらいいかわかりませんが、コラプト・コインというものが日本に來たわけですから、それを読んで参りますと、ここにシベリアン・リリーフ・インポートというものが書いてあります。それは救済輸入というものが書いてあるわけですから、輸入というものは、必ずしも有償の売買の場合にだけ使われるとは限らないのであつて、それは物品が日本に入るとか出るとかというふうな技術的なものを輸出、輸入と言ふのだと思ひます。そこで、リリーフ、救済という言ひは、一般的には有償の意味には用いておりません。ここでは救済輸入というものを、使つてゐるのですが、もしこれが有償売買という特殊な意味で理解されるときならば、米国の救済というものは、形は大へん美しいけれども、実体は、他国の苦しい状態を利用してお金をもうけることというふうにとられても仕方がないじゃないかと申すのでございしますが、この点は総理大臣いかがでございしますか。

○池田国務大臣 そういふふうにおとりのなるのが常識的かどうか、日本人の大部分はそういうふうにとりません。援助物資だからといって、これはただでもらつたというわけにいかぬ。

リリーフというの、そういう意味に使われる場合もあるのではありません。

○戸叶委員 リリーフ・インポートですよ。普通のインポートならいいですけども、救済のための輸入というのですよ。救済輸入というのに、これはお金を払いますといふて、こちらから払うのはおかしいと思ひになります。

○池田国務大臣 そういふ場合もありますから、先般來言つておる通りに、返済を要する場合もあるし、また贈与の場合もあると言つておるのであります。

○戸叶委員 返済、贈与の問題につきましては、私あとから問題にしますけれども、さらに、このスキヤピンに管とか処分とか一々連合軍に連絡しなければならぬといふことがはつきり書いてあるわけでございます。売買という取引から来るならば、いかに占領下であつても、当然日本が買ったものに対して、保管とか処分とか一々監督を受けなくてもよかつたのじゃないか。そういうのは私は売買というものを、そういふのは私は売買というものを、じゃないうと思ふのです。一々監督をされて、そして保管まで気をつけると言われて、それでなおかつこれはお返ししますといふようなことを言うのは、これは私は売買ではないといふふうに考えますけれども、これは総理と意見が違ひますから、それはあとに譲るにいたします。さらに、そのスキヤピンの二項を読みますと、この四十三万六千五百ポンドのうち、約十八万六千六百ポンドがスポイルをしていて、書いてあります。私は、アメリカは非常に正直だと思ふのです。これは腐つてゐるぞといふことが書いてあるのです。そして、直ちに配給されなければならぬ、——ここにはちゃんとシュッドという字が使つてあるのです。だから、私は言つたのです。シュッド・ビー・ディストリビューテッド・イミュービリティと言つてゐるのです。これはすぐに配給されなければならぬ、腐つてゐるのだといふことを注意してきてゐるのです。しかしながら、この穀物は注意深く日本政府によつてよく検査されて、人間が消費すなわち食べても大丈夫かどうかを確かめて、そしてどうでも処分しないといふことが書いてあるわけです。しかも、その残りの穀物は盗まれないようにして、危険にさらさないようにして保管をしない、危険にさらさないようにして保管をしないといふときにはウイイルなんです。だけれども、これは急いで処分しなければならぬといふ字が大事なきにはシュッドという字が使つてあるわけです。ですから、私は先ほどウイイルという字とシュアルという字の義務関係を言つたわけですが、こういうふうにはつきり、腐つてゐるものだけれども気をつけて食べなさいと言つてゐるわけです。いかに占領下といへども、アメリカ自身がスポイルしてゐるから人間の食糧として使えるかどうかよく注意しないといふのですか。この点を伺ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 リリーフという言葉は救済物資とか、援助物資とか、ガリオアのRというのはリリーフなんです。だから、これは、私が言つてゐるように、買ったものだと私は言つて

いないのです。援助物資として來たものです。しかし、国民には売りました。しかして、今のような特殊な場合に、これは腐りかけてゐるから早く配給しろといふことは、それは根本の債権債務とは違ひ。配給あるいはそのものの処理の問題でございしますから、これは観念的に分けて考えるべきだと思ひます。

○戸叶委員 そうじゃないですね。今の問題で私が伺つたことに對して答弁していらつしやらない。アメリカが正直に、これはスポイルしてゐるのだから、人間に食べられるか食べられないかよく調べて、そしてこれをお使ひなさいと言つてゐるわけなんです。アメリカでさえもスポイルしてゐるというふうに認めて、そして輸入してきた食糧といふものを、お金を出して買つた人が一体どこにおりますかといふことを私は伺つておるわけです。

○小坂国務大臣 まずそのシュッドという字ですが、これはマストをシュッドとよく使うわけです。これはおつしやる通り、スポイルは必ずしも全部腐つてゐるというわけじゃなくて、損壞してゐるからスポイルしてゐるといふ、こういうことです。しかし、その悪かつたものは引いてもらつておるはずだと思ひます。全体でござらんになつてもさつき言つておるうちに、四分の三はただにしておるわけなんです。それから、ウイイルと書いてあつたもののじゃなくて、たとえばミセス・トカノ・ウイイル・ビー・リッチと言へば、戸叶さんが金持ちになられるでしょう。じゃなくて、やはりそこになられることを望んでおるといふ氣持が

ないのです。援助物資として來たものです。しかし、国民には売りました。しかして、今のような特殊な場合に、これは腐りかけてゐるから早く配給しろといふことは、それは根本の債権債務とは違ひ。配給あるいはそのものの処理の問題でございしますから、これは観念的に分けて考えるべきだと思ひます。

○池田国務大臣 リリーフという言葉は救済物資とか、援助物資とか、ガリオアのRというのはリリーフなんです。だから、これは、私が言つてゐるように、買ったものだと私は言つて

いないのです。援助物資として來たものです。しかし、国民には売りました。しかして、今のような特殊な場合に、これは腐りかけてゐるから早く配給しろといふことは、それは根本の債権債務とは違ひ。配給あるいはそのものの処理の問題でございしますから、これは観念的に分けて考えるべきだと思ひます。

入っているわけですが。それは明瞭なことだと思ひます。

○戸叶委員 外務大臣は大へんに英語がよくおでになるそうでございますが、それだけでも、そういう文法はおそらく通じないというのを、私はここで申し上げておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 たくさんの品物でございますから、スボイルしそうなものもあり、またしてあるものもあり、まじやう。しかし、これは国民に売ってはいないかも知れません。その個々の問題についてどういふことはございませぬが、私は来たものが全部売れたとは思ひません。モルモットなんかでも死んだのもございませぬ、いろいろなものがあることを知っております。そこで、向こうは十九億何千万ドル、こう言っておるし、こつちは十七億九千五百万ドル、こういうふうな調へまして、こつちの数字を使つて、しかもそれが三分の一か四分の一近くになっておるのでございませぬから、腐つたものが少し来たからといつて、それを全部払うのじゃない。三分の一、四分の一払うのですから、そういうことによつてガリオアの精神をスボイルすることは、これこそよくございませぬ。

○戸叶委員 そこで、私はお伺ひしたいのですけれども、政府がこれまでの答弁で、タイムス・オブ・ペイメン・アンド・アカウンティング・ウィル・ビー・デザインデッド・リーダーとい

う言葉があるから支払いになるのだといふことをたびたびおっしゃつておるのです。ところが、こういうスボイルしたものは払わないといふのなら、わが国は、しかし、そのあとに、支払い条件はあとで定めると書いてあるのです。それじゃ一体どういふことになるのですか。こういうものだから、支払いの条件をあとで定めるといふことになれば、その言葉といふものは当てにならないじゃないですか。支払いの条件はあとで定めるといふことが、ちゃんと書いてあるのですよ。そうだとすれば、その言葉でもって支払わなければならないといふことにならないじゃないですか。

○池田國務大臣 先ほど申し上げましたように、二十億ドル近いもので、これをガリオアとして、――全体はガリオア、ブレガリオアといつたようなものでございませぬが、全体として払つてもらうのだが、そういうふうなものがあつたから、支払いの条件であるいは計算は追つてきめる。これがあつたから、品質の変化等もありませぬから、全部が全部国民に売れたものでもございませぬ。そういうことから、支払いの条件及び計算はあとからきめるといふのでございませぬ。だから、筋道が通つておるじゃないですか。

○戸叶委員 私はそうじゃないと思ひます。もしももういふにスボイルしたものがあつたのだらば、これを氣をつけて配給しないといふことが書いてあるのですから、そのあとに支払い条件くらいは、あとで定めるといふことはなくして、もつたら、まだ政府の言う支払い条件はあとで定めるといふことがあるからこれは債務だ

といふふうな理屈が通ると思ひます。ところが、これにもなかつたといふものがあるといふことは、結局どこにでもそういうことが書いてある、こういうものでございませぬか。その支払い条件で定めるといふことによつて債務になるといふようなことの証拠には私は絶対にならないといふふうな考へるわけですか。

○小坂國務大臣 ですから、なるのでございませぬ。そういう条件はあとで定め、条件が悪ければ安くきまるわけ、悪い分だけ支払い条件が悪くなる、こういうわけでございます。

○戸叶委員 そうしたら、スボイルしたのもお払いになったのですか。払う対象にされたのですか。引いたのですか。

○小坂國務大臣 要するに、全体の四分の三は払わないわけですか。ですから、払わない部分に入つておると思ひます。

○戸叶委員 払わない分に入つておるといふのは想像でしょう。はっきりしているわけじゃないのです。大体そんなものもあるだらうからくらいで、もつて引いたわけですね。そうすると、今までの議論から見ても、これだけのものが債務であるといふことを決定した証拠といふのは至つて薄弱で、大体このくらいだらうといふことで、払つたといふことにしか私はとれないのではないかと申すわけですか。

○池田國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、そういうものもありませぬから条件をあとからきめる、こうなつておるのです。もしもあなたの逆をに言つと、そういうものがあるから、そういうものを引いたらあと全部払わ

なければならぬ、これは大へんです。こういう悪いものがあるから条件はあとできめよう、こういうことになれば、悪いものは払わないといふことになれば、逆に言えば、いいものは全部払わなければならない。こういうふうな解釈することは、私は国のためにとりませぬ。

○戸叶委員 そういうことを言つておるわけじゃない。ほかのいろいろな条件があるの、そのことだけでそういうことに言われるのは少しおかしいと思ひます。

しかし、私は、総理大臣がそうおっしゃるので先に進めますけれども、戦後司令部が図書館に残していったスキャップのと同じ込みがあるわけですか。それは全部ではないと思ひます。それを全部勘定しますと、わづか六百七十二通、第何号といふものがあるわけですが、しかし、その中からは、アドミニストレーション関係は全部抜いておりませぬとちゃんと書いてあります。それは何を意味するかといふと、結局司令部に、行政関係のものは全部抜いてしまつたのではないかと申す。そうしてごく大したことのないような、だれがどこから帰つてきたとか、それからまた、だれがどこへどういふふうにとたといふような、ごくつまらないことだけしか書いてないスキャップだけをどしどし残していったわけですか。その表紙に書いてあることは、この中から行政面のこととは全部抜くといふことははっきり断つて書いてある。しかも、ほかの行政面のスキャップビンといふものは、一月に何枚も何枚

も来ております。それが調べても調べても調べ切れないほどたくさんあるわけでございますから、そのことを考へてみますと、占領軍の指令書といふものは、占領中は至上命令であつたかもしれない。しかし、占領が済めば、もうそれに縛られる必要がないのではないかと、そう考へるわけですか。今日なお、その資料をもつて、こういうものがあるから日本は債務と心得るのだといふのは、いつまでたつても、独立国としての誇りを持つておるといふ態度ではなくて、むしろ占領当時と同じ精神でアメリカに従属しておると言われても仕方がないのではないかと、私はどう考へるわけでございますか。

○池田國務大臣 スキャップは、もう独立したからなくなりましたが、スキャップから出たこちらの法律は残つておるのであります。お話の点が、残つておるのではありませんが、今の一般行政に對しますスキャップは、今度のガリオア・エロアには関係がございませぬ。占領中のものにつきては、いつまでもそういう一般行政の分まで残すことが好ましくないといふのは向こうに持つていっておるし、問題は、ガリオア・エロアについての資料がどうか。あなた方が非常に少なくなつておるとおっしゃれば、少なくともおるかおらぬか、とにかくわれわれが調べた公正な分が十七億九千五百万ドルある。向こうは十九億でも多い。

日本で言うのは十七億何千万ドル、向こうは十九億何千万ドル、つき合せてやつたら、外務大臣が言うようもつと多くなるかも知れないが、向こうはそういうことはしない。日本へ残つた

資料で精査した分の数字によろう、こう言っておるのでありますから、一般行政のスキヤッピンなど問題にならぬと思ひますが、今資料なんかと言つておられますが、あるとかないとかいうのは、あるだけの資料をやつて、その資料だけで十七億と出したのです。これは日本に有利じゃございませんか。私はそれで言つておるのです。スキヤッピンにおいて貸すとかなんとか、問題にならぬと思ひます。

○戸叶委員 私が申し上げておりますのは、そういうことじゃないのです。ガリオア・エロアのスキヤッピンももちろんございますけれども、たくさんスキヤッピンが来たわけですから、けれども、大して行政関係に影響のないような、そしてまた日本のいろいろな面に口出しをしたと思はれるようなスキヤッピンというものは全然抜いてしまつて、そうでないものだけを残して置いた。こういう点から見ても、私の調べたスキヤッピンは、日本に残して置いたコピー、――残して置いたというよりも、日本の役所に来たコピーがとじてあるのを調べ出したわけなんです。ですから、そういうものから見ても、アメリカでさえも、占領政策というものの対して、いつまでも口出しをしていたということが歴史に残るということではないやだから、いろいろな行政面のはそっくり抜いて置いたのじゃないか。日本だけが、そういうふうな行政面のアメリカのスキヤッピンというものを至上命令であるとして、今でもなおこういうものがあるから債務だと言ふのはおかしいじゃないかということを私は言つてゐる。たとえ、スキヤッピンでレッド・パージに

なつた人がおります。レッド・パージになつた人でも、この占領政策が終つてしまへば、スキヤッピンでレッド・パージになつたつて、これが無罪になつてゐる人がたくさんゐるのです。そういうふうな、スキヤッピンでいろいろな命令されても、それが終われば、そのあとになればその反対になつた場合があるわけですから、今なおスキヤッピンというものを至上命令と考えて、ここにこうあるから支払わなければならぬという議論はおかしいじゃないかと私は言つてゐるわけなんです。

○池田國務大臣 スキヤッピンによりまして、われわれはあの窮乏から助けられたのであります。しかも、その窮乏から助けられて、そうして、そのものも代価がまだ残つておるのであります。スキヤッピンが無効になつたからこれを無効にするというふうなことは、私は國際人としては言へません。

○林(修)政府委員 いわゆるスキヤッピンは、占領中における占領軍当局の命令でございます。日本にとつて至上命令だつたわけでございます。しかし、スキヤッピン自身の効力は、もちろん占領が終わればなくなります。しかし、占領中においてそのスキヤッピンによつてできた法律関係、これは占領が終わつたから当然なくなるというものではございません。これは法律関係の常識でございます。そのことによつてできた法律関係でも、占領軍当局それ自身の存在と密接に關係してゐるといふようなものについては、そういう特別の事情から効力がなくなるものもございますけれども、たとえばこのガリオア・エロアみたいな、一応渡

す、あとから勘定しようという債務性の問題につきましては、占領がなくなつても、当然にそれで帳消しになる、そういうものではないと思ひます。これは法律関係の常識だと思ひます。

○戸叶委員 わかりません。スキヤッピンによつて残された法律関係というのは残つてゐるはずだ、こういうふうにおっしゃつたのです。それでは、ガリオアの債務性という法律関係というものが残つておりますか。残つていないければスキヤッピンが無効じゃありませんか。

○林(修)政府委員 要するに、あれを日本が受け取つたことについては、勘定はあとですという問題の法律関係は残つておるわけですから、これはすぐ債務とは言つてゐないわけ、債務と心得るという趣旨で言つてゐるわけであります。結局、その支払いの条件あるいは計算は追つてする、そういう関係は、これは占領がなくなつたからといって、日本がものを受け取つたことは事実でございますから、その事実につきまゝとつた法律関係がなくなるというものではないと思ひます。

○戸叶委員 支払いはあとですという法律が残つておりますか。残つていないでしよう。ただそういう言葉だけで済む。だから私が言つてゐるのです。スキヤッピンというものを、今なおその言葉を至上命令としてゐるのはおかしいじゃないか。スキヤッピンで定められたことが占領後に反対になつた場合もあるじゃないか。それを今なおスキヤッピンだけを至上命令にしてゐるのはおかしいじゃないか。それを、今林法制局長官は、スキヤッピン

によつてできた法律関係は有効だと言ふ。もちろんそうかも知れませんが、それでは、ガリオア・エロアの債務であるという法律はありますかと言つたら、そういうものはないで、支払いはあとでできる、これではわからないじゃないですか。

○林(修)政府委員 いわゆる成文法のよきな意味の法律と申したわけじゃないので、結局その当時援助物資を受けたいという事実は厳然としてあるわけですから、別に占領が終わつたから返したというものじゃないわけでございます。従つて、その受け取つたことに一緒に付随して起つてゐる法律関係、これは、占領がなくなつても、あ

るいはスキヤッピンの効力がなくなつても残る。これは法律関係の常識でございます。要するに、たとへば占領中に占領軍の指令によつてある人が職を失つた、免職になつた、それが占領が終わつたら当然復職するかと、これは別問題でございます。それを復職させるのは別の行政処分が必要であつたわけでありまして、そういうわけ、占領中にやつた行為が、占領のあとになるスキヤッピンがなくなつた、あるいは占領という事実がなくなつたといふことによつて当然無効になるというものはこれはない。そういうのが法律関係の常識だと思ひます。

○戸叶委員 今の法制局長官の言葉は、私はどうも納得できません。それは、スキヤッピンによつてレッド・パージならレッド・パージになつた人が解除されたといふふうなことは、一体どういふことになりますか。そのときで終わつてゐるわけでしょう。

○林(修)政府委員 これは、そのいわゆるレッド・パージによつて免職されたという事実はあくまで残つております。それをあとで復職さすかどうかというのは、また別の方の処分をやつております。その免職されたという事実は、占領が終わつたからといって当然にはなくなつておりません。

○戸叶委員 私は、今の御答弁を聞きまして、非常に卑屈な考え方だと思ひます。占領時代にこういうことがきめられたのだから、それは私たちがいつまでも踏襲してゐるんだというふうな考えは、私はぜひやめていただきたいと思ひます。

次の問題に入つていきたいのですが、非常に大きな問題になってきますので、私、あと五分しかないやうです。からやめますけれども、一問だけ伺つておきたいのです。それは、最近ある人が、一九五四年七月初版発行の時事用語小辞典というものを引いてみました。そうすると、ガリオアとは、政府が説明してゐるやうに、初めの方は全く同じで、カヴァメント・アプロプリエーション・フォア・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアというものの訳である、そして、占領地の救済資金のことである、アメリカの占領地援助資金のうち、食糧品、医療、肥料のうちに、占領地の住民の生活に直接必要な物資の供与に充てられた部分は、初めは援助として贈与されたものと見られていたが、最近になつてわ

が国の債務となつてゐることが判明した、結局、われわれ日本国民は、何の腐ったカン詰や銅貨用のトウモロコシをありがたく高く買ったことになる、こういうふうな字引が説明してゐるの

○林(修)政府委員 これは、そのいわゆるレッド・パージによつて免職されたという事実はあくまで残つております。それをあとで復職さすかどうかというのは、また別の方の処分をやつております。その免職されたという事実は、占領が終わつたからといって当然にはなくなつておりません。

○戸叶委員 私は、今の御答弁を聞きまして、非常に卑屈な考え方だと思ひます。占領時代にこういうことがきめられたのだから、それは私たちがいつまでも踏襲してゐるんだというふうな考えは、私はぜひやめていただきたいと思ひます。

次の問題に入つていきたいのですが、非常に大きな問題になってきますので、私、あと五分しかないやうです。からやめますけれども、一問だけ伺つておきたいのです。それは、最近ある人が、一九五四年七月初版発行の時事用語小辞典というものを引いてみました。そうすると、ガリオアとは、政府が説明してゐるやうに、初めの方は全く同じで、カヴァメント・アプロプリエーション・フォア・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアというものの訳である、そして、占領地の救済資金のことである、アメリカの占領地援助資金のうち、食糧品、医療、肥料のうちに、占領地の住民の生活に直接必要な物資の供与に充てられた部分は、初めは援助として贈与されたものと見られていたが、最近になつてわ

だそうです。そして、私は、これははんとどうですかと言つてある青年から聞かれたのです。こういうものに対して、一体池田総理大臣はどうお考えになりますか。この字引を訂正おさせになりますか。

○池田内務大臣　こまかいことは事務当局からお答えいたしますが、一九五四年と申しますと、昭和二十九年、そのころにそんなことを言う人は、よほど外交関係や国内法を知らぬ人でありまして、これは世間を誤らすものだと思います。

○戸叶委員　取り消さしますか。

○池田内務大臣　私は、政府の関係でございせんから、そういう間違つたことに對しまして一々政府がどうこう言うことは、これはよくないと思ひます。

○戸叶委員　それでは、あとの質問は明日したいと思ひます。

○安藤政府委員　ただいまの時事辞典でございせんか、私もまだ読んでおりません。しかしながら、一例をあげましても間違つてゐる点はございせん。ガリオアというものは、カヴァメント・アンド・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズです。私もずいぶん調べてみました。アメリカの軍事予算法には、ちゃんとガヴァメント・アンド・レリーフと書いてございせん。そういう一例をあげましても、巷間書いてあるそういうもの、ある雑誌等には、事実を十分御承知でなくて、誤まつたといひますか、実は真相に違ふようなことが書いてあるものもたくさんございせん。それについて一々われわれがこれをどうこうということもいたしかねる次第でございせん。

○岡田(春)委員　関連。

今、安藤さんは、ガリオアは略で、もとはガヴァメント・アンド・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズだと言われました。ところが、日本の政府の発表する正式の機関誌によつて、ガヴァメント・アカウント・フォー・ア・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズ、こうなつてゐるのがあります。これは大蔵省です。これは池田さんの元の集です。それから、先ほどどなたか言われた、これは安藤さんじゃなかつたかな、総理さんもしれぬ。ガヴァメント・アプロプリエーション・フォー・ア・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズ、この言葉を使つてゐるものがあります。総理じゃなかつたかもしれない。これは外務省が出してゐるその当時の資料にあります。これは一体どれがほんとうなのか、この点をほつきりしておいていただきたいと思います。

○小坂内務大臣　ガヴァメント・アンド・レリーフが正しいのです。先ほど加藤さんの御質問でしたかに答えました十一項目のうち十項目までがガヴァメントなんだということです。

○森下委員　総理は約束の時間ですから御退席願ひます。

○岡田(春)委員　小坂さんがガヴァメント・アンド・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズだとおっしゃるなら、外務省の発表いたしましたガヴァメント・アプロプリエーションの場合には間違ひ、それから、大蔵省の出した「国の予算」の「昭和二十六年度」の四百二十ページ、ここにあるガヴァメント・アカウント・フォー・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズ、これも

間違ひ、そういうことに確認してもよろしうございせんか。

○安藤政府委員　先ほど御説明いたしました通り、アメリカの軍事予算法、これがもとでございせんが、それには、はつきりと、ガヴァメント・アンド・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズとなつておりますので、これが正確な表現でございせん。

○岡田(春)委員　いや、私の言つてゐるのは、アメリカがどう言おうと、日本がどうだと言おうと、アメリカがどうだから、日本もこうだと言われたのじゃ困る。だから、前の外務省と大蔵省のは間違ひである、そう御訂正になつていただくことですか。外務省の場合は訂正されまふね。

○安藤政府委員　そもそも、いわゆる援助物資といふものは、米国の軍事予算法でできてきたものでございせん。その軍事予算法の中に、先ほど申しました通り、ガヴァメント・アンド・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズといふのがございまして御承知のとおり、この頭文字を重ねてガリオアとやつておるわけでございますが、それが正確だと言わざるを得ないのでございせん。これは日本で作つた字じやございせん。アメリカの軍事予算法のこの項目から出てきた字でございせんので、どういふ書物でございせんか、正確には、ただいま私が申しましたのが……。

○岡田(春)委員　前の間違ひですか。

○安藤政府委員　間違ひというか、正確な表現は、ガヴァメント・アンド・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズといふのが、これが基本である、いわゆる軍事予算法に基づいた正確な

表現である、そういうふうに御承知願ひたいと思ひます。

○岡田(春)委員　安藤さん、それで、ガヴァメント・アンド・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズというなら、これは占領地救済費、——ガヴァメントといふのは何ですか。

○安藤政府委員　行政と訳しますか、正確に申しますならば、けさほどのやはりこの委員会におきます御質問に、私ガリオアの項目が一九四七年の軍事予算法に出ておるといふお話を申し上げましたときに、そのうちの一から十までの項目は、これは行政費的なものでございせん。おそろくこれをさしてゐるのじやないかと承知いたしております。

○岡田(春)委員　そうすると、あなたのおっしゃるのは、ガヴァメント・アンド・レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズ、この中で、今度払うといつてゐるのは、レリーフ・イン・オキニパイド・エリアズ、この関係を払うのであつて、ガヴァメントの関係は払わないのだ、こういうふうに解釈していいのですか。

○安藤政府委員　けさほど御説明いたしましたように、日本に現実に参りました援助物資、すなわち、先ほど申しました一九四七年の軍事予算法のガリオア項目の中の第十一項目に当たるものが今度の処理の対象になつておるわけでございます。けさほど申しました通り、ガリオアに付随しました、もっと詳しく申しますならば、米国の軍事予算法の中のガリオア項目にありまう一から十までのものは、これはアメリカの行政費でございせん。私の承知いたしておりますところは、これは

八千九百万ドルございまして、それは今度の援助総額の中にもちろん入つておりませんし、また、今度の処理の対象にもなつておりません。

○岡田(春)委員　それでは、あなたの御答弁によると、その一から十までは、あなたの観念というか、あなたの答弁では、これはすべて行政費である、それ以外にはないということですね。(アメリカ政府のものだ)と呼ぶ者あり)もちろん、アメリカの法律だもの。日本の行政費ではない。行政費だけを意味するのでせう。それならそれでいい。そう御答弁して下さい。

○安藤政府委員　けさほど申し上げました通り、軍事予算法には、ガリオア項目がございまして、その細分に十一ございまして、それで、今度の処理の対象になりましたのが、十一番目のいわゆる援助物資のことでございます。従ひまして、その以外のものはいわゆる行政費的なものでございせん。これは、今度のつげにも来ておりませんし、決算ベースの援助総額の中にもちろん入つておりません。これは総計八千九百万ドルと承知しております。これは全然初めからこの対象にはなつておりません。

○岡田(春)委員　私はこれは留保します。あなたが行政費だ行政費だけとおっしゃるなら、それならそれでいいですよ。私は別な意見があります。しかし、これは留保いたします。最後に、私、資料の要求をいたします。委員長を通じて資料の提出を願ひたいのですが、先ほどから安藤アメリカ局長並びに通産省の伊藤次長が再三答弁されておりますが、輸入関係のスキヤッピンはすべて調べましたと、

かように御答弁になっております。そうすると、輸入関係のスキヤッピンは、お調べになったのなら、そのスキヤッピンの数は何枚あるか、その枚数くらいはおわかりになるだろうと思うのですが、その枚数もわからないというのでは、一体何を調べたんだと私は言いたい。この資料は何枚あるか。その文書を出せと言っているんじゃないのです。何枚あるかというくらいはお出しになると思うのですが、お出しになるのでしうね。答弁願いたい。枚数をお出し下さい。お出しになるでしう。

○安藤政府委員 今の御要求は、おそろくはガリオアに関する輸入のスキヤッピンだと承知してよろしうございませうか。

○岡田(春)委員 それはガリオア・エロアです。

○安藤政府委員 それは、先ほども申し上げましたが、ブレガリオアについては、ケース・バイ・ケースにだいたい来ております。そのパターンのものを差し上げました。(戸叶委員、二枚しかもらってありません)と呼ぶ)全部刷るのも大へんでございますけれども。それから、ガリオアに関しては、代表的な総括的な最初のもので少し出ております。QMもシムも出ております。

○岡田(春)委員 安藤さん、ちよつと勘違いしておるのです。ちよつともう一度説明しますから。安藤さん、いいですか、ガリオアの対米債務の今度協定がありますね。今度の協定、今出ておるこの協定に關係して、スキヤッピンに基づいて数字が出ておるわけでしょう。そうですね。そうじゃないのですか。スキヤッピンに基づいて出

ていないというなら話にならない。出ているのでしう。だから、そのスキヤッピンが、たとえばガリオアもあるし、エロアもあるし、ブレガリオアもあるし、その文書それ自体を私は出してくれと言っているのじゃないのです。ブレガリオアは何枚であるか、ガリオアは何枚であるか、エロアは何枚であるか、QM、シムその他の關係があれば、これは何枚であるか、こういうものを出してくれということです。何枚かという枚数だけでもお出し下さいと言っているのです。それをお出しに出来ないというのではおかしいです。

○伊藤説明員 物資の引き取り指令書は、スキヤッピンのものもあります。メモランダムのもございますが、枚数はさつそく調べて御報告いたします。

なお、ガリオア、エロアの区別はいたしておりませんので、ガリオア・エロア一本になっておりますから、そういうことで、枚数を調べてお知らせいたします。

○戸叶委員 今の問題で、伊藤次長、ブレガリオアも、一体どのくらいあるかということもついでに出しておいていただきたい。

○森下委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

外務委員會議録第十三号中正誤

ハシ	行	誤	正
一五	元	約二十億	約百二十億
三一	一	間違った	間違った